

朝日町国土強靱化地域計画

Resilience Town Asahi

令和7年2月

朝 日 町



目 次

第1章	はじめに	1
1.	計画の改定趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	防災計画との関係	2
4.	計画期間	2
第2章	朝日町の地域性と想定される災害	3
1.	朝日町の特徴	3
2.	朝日町に影響を及ぼす大規模自然災害	4
第3章	地域強靱化の基本目標	6
1.	地域強靱化の基本目標	6
2.	事前に備えるべき目標	7
第4章	脆弱性評価について	8
1.	脆弱性評価の考え方	8
2.	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	8
3.	「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価	10
第5章	脆弱性評価と推進方針	12
	大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ	13
	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	49
	必要不可欠な行政機能の確保	77
	経済活動を機能不全に陥らせない	85
	情報サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期復旧を図る	91
	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	109
第6章	計画の推進に向けて	121
1.	施策の重点化	121
2.	計画の見直し	121
3.	計画の推進	121

第1章 はじめに

1. 計画の改定趣旨

国は、東日本大震災などの大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、平時からの事前防災・減災に取り組むことが重要であるとして、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」を施行し、国土強靱化に関する指針となる「国土強靱化基本計画」を策定し強靱な国づくりを推進する中で、令和5年6月に国土強靱化に関する施策を着実に進展させるため基本法の改正が行われ、7月には国土強靱化基本計画も大幅に改定されました。

この改定では、基本目標に加え、4つの「国土強靱化基本計画の見直しに当たって考慮すべき主要な事項と情勢の変化」に関する15の具体的な施策をもって、中長期の将来にわたる国土強靱化を推進する上での基本的な方針となる5本柱を課題として整理し、40の「国土強靱化政策の展開方向」に沿って取り組みを進めるものとしています。

また、県においても、「三重県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）により、県全域にわたる脆弱性の克服のための強靱化に取り組む中で、国の動きを踏まえ、国の基本計画との調和を図るため令和2年10月の県計画の改訂、さらに令和5年10月には「みえ元気プラン」および「三重県防災・減災アクションプラン」の策定に伴い、重要業績指標（KPI）を見直し、県計画の改訂を行いました。

こうした背景を踏まえ、本町においても、南海トラフ地震をはじめとする様々な大規模自然災害に対する事前防災・減災を備え、被災した場合における迅速な復旧・復興を可能とする強靱な「町」を作り上げるため、令和2年11月に策定した「朝日町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を展開する中で、地域・民間事業者などの関係機関との連携のもと、「第6次朝日町総合計画」におけるまちづくりの基本目標のひとつである「安全・安心で快適なまちづくり」の実現に向けた施策に取り組む中で、改定が行われた国の基本計画（令和5年7月）や県計画（令和5年10月）との調和を図るため、朝日町においても、本計画の改定を行います。

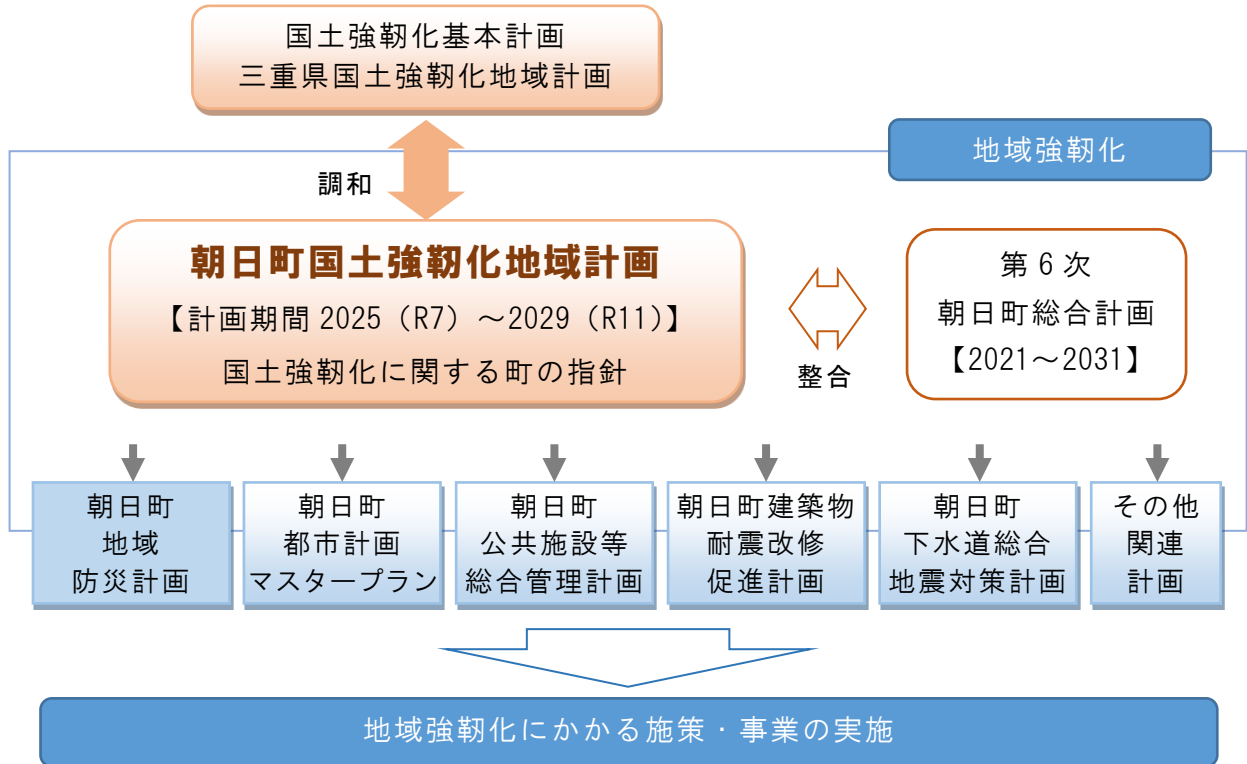
2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画です。

このため、国土強靱化に係る部分については、本町の様々な政策分野の計画等の指針となる上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」となり、第6次朝日町総合計画（以下「総合計画」という。）や朝日町地域防災計画（以下「防災計画」という。）などの関連計画と整合を図り、地域強靱化を推進するものです。

また、同法第14条においては、本計画は国及び県計画と調和を図ることとしており、進捗管理（PDCAサイクル）を行う中で、必要に応じて修正を行います。

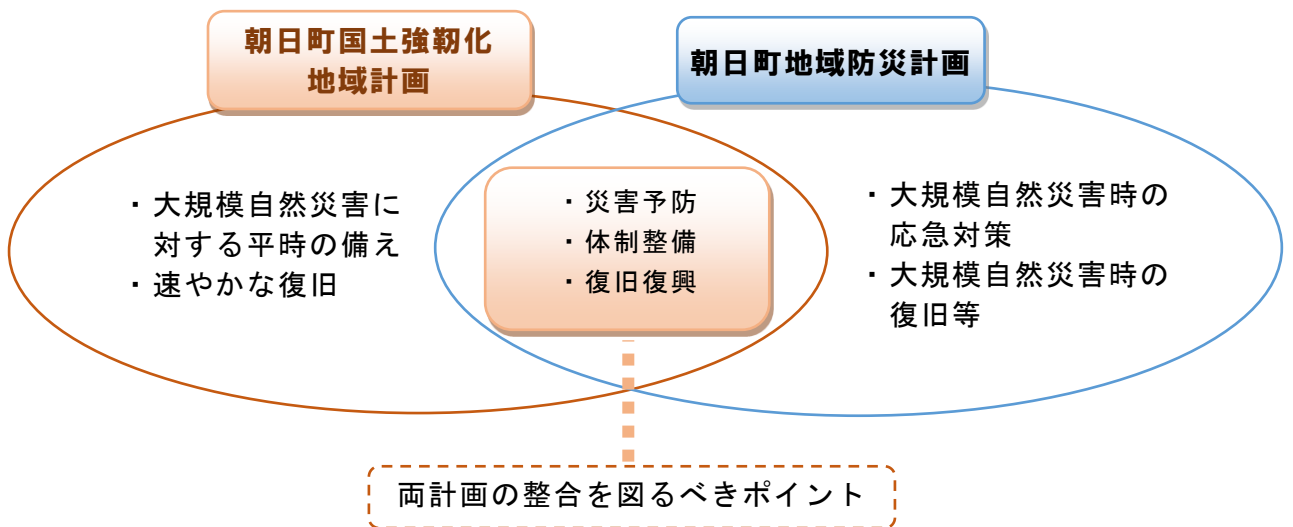
図 計画の位置づけ



3. 防災計画との関係

防災計画（令和6年7月改定）は、災害予防や発災後の応急対策、復旧復興に対する施策を災害種別（地震・津波、風水害）ごとに計画されており、現行の防災計画でも「地震・津波対策編」・「風水害等対策編」に分けて計画されています。

これに対して本計画は、災害種別ごとにまとめるのではなく様々なリスクを明らかにし、最悪の事態を避ける強靱な地域づくりを平時から展開する施策を中心とした計画となっており、両計画は互いに密接な関係を持ち、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、5年間（2025年度（R7）から2029年度（R11）まで）とします。

第2章 朝日町の地域性と想定される災害

1. 朝日町の特徴

(1) 地形

本町の地形は、鈴鹿山脈を源とする朝明川・員弁川の流出土砂により形成された沖積層地帯で、おおむねJR関西本線を境にして海拔2～3メートルないし5～6メートルの平坦地と10数メートル以上の丘陵地とに地形が区分されます。

平坦地が約6割、丘陵地が約4割であり、平坦地は水田や住宅地、工業地で、丘陵地は標高90メートル以下の山林及び畑、開発された住宅地から成り立っています。

(2) 人口動向

本町の人口動向は、昭和50年から平成17年まで7,000人前後で推移していましたが、丘陵地の宅地開発により、平成20年頃から増加に転じ平成25年4月に1万人を超え、その後、横ばいと微増を繰り返しながら令和6年3月末では11,037人となっています。

本町の年齢3区分人口の特徴は、丘陵地での宅地開発による平成20年ごろからの30代・40代を中心とする子育て世代の転入の影響は、現在においても合計特殊出生率は1.74(令和2年)と県内でも高く(県内順位第2位)、高齢化率は18.8%(令和4年10月1日)と県内でも低く(県内順位第28位)、同様の水準を保っています。

しかし、今後は転入超過傾向が頭打ちとなり、緩やかな人口減少傾向に転ずることが予測されて、町全体の高齢化は低い水準である一方で、高齢化率が3割を超える地域もみられます。

今後は、15歳未満の年齢層が成長していく中で、進学・就職を契機とした転出が増加し、転入や再転入が減少した場合や子育て世代が減少した場合には、出生率が減少することも懸念されています。さらに、同時期に転入した30代の年齢層が人口構成の中でも多数を占めることから、こうした層がほぼ同時に高齢者となり、高齢化が急激に進行することが見込まれます。

表 人口の推移

資料：国勢調査

	総数	15歳未満		15歳～64歳		65歳以上	
		人口	比率	人口	比率	人口	比率
平成2年	6,744	1,175	17.4	4,789	71.0	780	11.6
平成7年	6,900	1,060	15.4	4,846	70.2	991	14.4
平成12年	6,716	1,003	15.0	4,546	67.7	1,162	17.3
平成17年	7,117	1,138	16.0	4,536	63.8	1,462	20.1
平成22年	9,626	2,025	21.1	5,801	60.5	1,757	18.3
平成27年	10,560	2,225	21.1	6,017	57.0	2,015	19.1
令和2年	11,022	2,069	18.9	6,797	62.0	2,104	19.2

※年齢3区分別人口の合計は、年齢不詳が含まれず総数と一致しない場合がある。

(3) まちの状況

本町は、三重県の北東部に位置する面積5.99平方キロメートルの小さなまちで、北東は員弁川、丘陵をもって桑名市に隣接、南西は丘陵、朝明川を隔てて四日市市に隣接、南東は川越町に接し伊勢湾を望む町です。

気候は、温暖な恵まれた気候であるなか、冬期は、多度山脈から吹きおろす北又は北西の季節風が冷たい風をもたらし、時々雪しぐれに見舞われるなど県内でも寒く、一方、夏期日中は南東より海風が吹き、気温は上昇しても比較的凌ぎよいが、夕風頃の無風状態はむし暑いという特徴があります。

また、本町は自然を身近に感じられる快適な生活環境を有するまちであるとともに、名古屋圏及び四日市市・桑名市といった中核都市に近接し、国道1号、北勢バイパス、JR関西本線、近鉄名古屋線が通り、さらには伊勢湾岸自動車道みえ朝日ICを有する交通利便性のよいまちでもあります。

(4) 社会資本の老朽化

本町の公共建築物の半数程度が建築後、30年を経過しており、今後さらに老朽化が進行していきます。これに道路等のインフラ系公共施設を含めるとさらに老朽化の進む公共施設ストック量は膨大であり、今後は、これらの維持管理に関する改修費用の増大が懸念されます。

一方で、これらは町民の生活に欠かせない施設であり、安全・安心な生活を送るために適切に管理が行われていく必要があります。特に、役場庁舎は津波浸水想定区域内に位置しており、防災拠点としての機能維持のためにも移設の必要性があります。また、災害時に利用される施設は地域防災力の向上のためにも重要な役割を担っており、基本機能を維持するとともに、さらなる強化を図っていく必要があります。

2. 朝日町に影響を及ぼす大規模自然災害

本町に影響を及ぼす大規模自然災害は、地震・津波、風水害（豪雨、洪水（外水・内水）、高潮、土砂災害）を対象とします。

なお、被害については、地震など具体的な想定がされている災害はこれを用い、具体的な想定がない災害は過去の災害事例等を参考に想定します。

(1) 想定される地震・津波

① 南海トラフ地震

・過去最大クラスの南海トラフ地震

過去約100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で三重県に甚大な被害をもたらしてきた歴史的に実証されている地震を参考に、現実にこの地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定。

・理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、この規模の発生確率は極めて低いものの、理論上起こりうる、最大クラスの南海トラフ地震を想定。

② 県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化する可能性がある。近い将来、発生の可能性が高い南海トラフ地震と同時発生についても、十分に備えておく必要があり、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（養老－桑名－四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）、頓宮断層）を想定。

(2) 具体的な想定がない災害

具体的な想定がない災害は過去の災害事例等を参考に想定。

① 朝日町に被害をもたらした過去の風水害記録

種類	発生日月日	場所	被害の概要
洪水	明治 18 年 7 月 1 日	縄生村	死亡 1 人、建屋流失 21 棟、同破損 5 棟、神社流失 1 ヶ所、田地流失 22 町 8 反 4 畝 20 歩、畑地流失 23 反 6 畝 23 歩、橋梁流失 14 ヶ所、堤防切所 2 ヶ所、道路毀損 27 ヶ所
		柿村	堤防切所 4 ヶ所、道路毀損 5 ヶ所
伊勢湾台風	昭和 34 年 9 月 26 日	朝日町	家屋の倒壊 17 戸、家屋の半壊 20 戸、家屋の大破 34 戸、床上浸水 36 戸、床下浸水 45 戸
23 号台風	昭和 46 年 8 月 31 日	朝日町	床上浸水 102 戸、床下浸水 262 戸、田畑の冠水 38ha、堤防決壊 1 ヶ所、道路の破壊 13 ヶ所
豪雨	昭和 49 年 7 月 25 日	朝日町	全壊 2 戸、床上浸水 21 戸、床下浸水 110 戸、田畑の冠水 80ha
東海豪雨	平成 12 年 9 月 11 日	朝日町	床上浸水 9 戸、床下浸水 29 戸、崖崩れ 2 ヶ所、道路損壊 7 ヶ所、水路崩壊 4 ヶ所、家屋基礎流失 1 戸
4 号台風	平成 19 年 7 月 14 日	縄生	法面崩壊 2 ヶ所、床下浸水 1 戸
16 号台風	平成 28 年 9 月 20 日	朝日町	法面崩壊 2 ヶ所

② 朝日町に被害をもたらした過去の地震

地震名称	発生日月日	最大震度
宝永地震	1707 年 10 月 4 日 (宝永 4 年)	M8.4
安政の大地震	1854 年 12 月 23 日 (安政元年)	M8.4
濃尾地震	1891 年 10 月 28 日 (明治 24 年)	M8.0
東南海地震	1944 年 12 月 7 日 (昭和 19 年)	M7.9
南海地震	1946 年 12 月 21 日 (昭和 21 年)	M8.0

第3章 地域強靱化の基本目標

1. 地域強靱化の基本目標

基本法第14条において、市町村が作成する国土強靱化地域計画は、「基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

また、本町が目指す地域強靱化は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、社会基盤を維持するため、次のとおり基本目標を設定します。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

なお、限られた人員でも効率的に災害対応等の活動を可能にする必要がある観点から、国土強靱化の推進には積極的にデジタル技術の活用を図ります。

基本目標の達成や第6次朝日町総合計画にある「安全・安心で快適なまちづくり」は、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものでもある「SDGs」や供給安定性の高いクリーンエネルギー中心の産業構造・社会構造への転換を目指す「GX」にも通じるものであり、国土強靱化の推進はSDGs・GXの推進にもつながるものであります。

【SDGs とは】

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGs アクションプラン 2020」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取組が求められています。



【GXとは】

GXとは「Green Transformation」の略称で、経済産業省では以下のように定義しています。

2050年カーボンニュートラルや、2030年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革がGXです。

2. 事前に備えるべき目標

本町に影響を及ぼす大規模自然災害を想定し、基本計画で示された6つの事前に備えるべき目標を、本計画においても設定することとします。

- 1 大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能の確保
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第4章 脆弱性評価について

1. 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を分析・評価することは、本町の地域強靱化に関する施策や事業を効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとなります。

また、本計画の推進に必要な事項を明らかにするため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を洗い出し、それを回避するための分析・評価を行います。

図 脆弱性評価の流れ



2. リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

基本法第17条第3項の規定に基づき、国基本計画並びに県計画を参考としながら本町の地域特性を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、6つの事前に備えるべき目標とその妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を回避するための23のリスクシナリオを次のとおり設定します。

表 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の絞り込み

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地での大規模火災の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害（緑地・急傾斜地等の損壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-6	避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	慣れない避難生活における、被災者の健康管理や心身状態の悪化による死者の発生
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	自然災害と感染症の同時発生による、被災地の大幅な機能低下
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		4-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大と多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	5-1	TV・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等による情報通信機器の長期停止による災害情報の収集・伝達できず、避難行動等が遅れる事態
		5-2	ライフライン（水道・電気・ガス等）の長期間にわたる供給停止
		5-3	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4	沿道の建物倒壊などによる地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止による交通麻痺
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-2	復旧を担う人材（専門家・ボランティア・NPO・企業など）等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3	仮設住宅等の確保や復旧に向けた区画の整備が進まず、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

前項で設定した23の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、各分野の関係部局が実施している個別施策を特定し、その施策の現状と進捗状況を把握し、脆弱性評価を行います。

なお、脆弱性評価にあたっては、縦軸に23のリスクシナリオ、横軸に8つの施策分野と3つの横断的分野を設けたマトリクスを作成し、リスクシナリオと施策分野の交点に、現在実施している施策をあてはめ、それらの進捗や課題をふまえ、その上で、影響の大きさ、緊急性などをふまえ、評価します。

また、各施策の達成度や進捗状況を把握するに当たっては、これらをできる限り数値化した指標を設定し、それらのうち特に重要と思われる指標については、重要業績指標(KPI)として設定します。

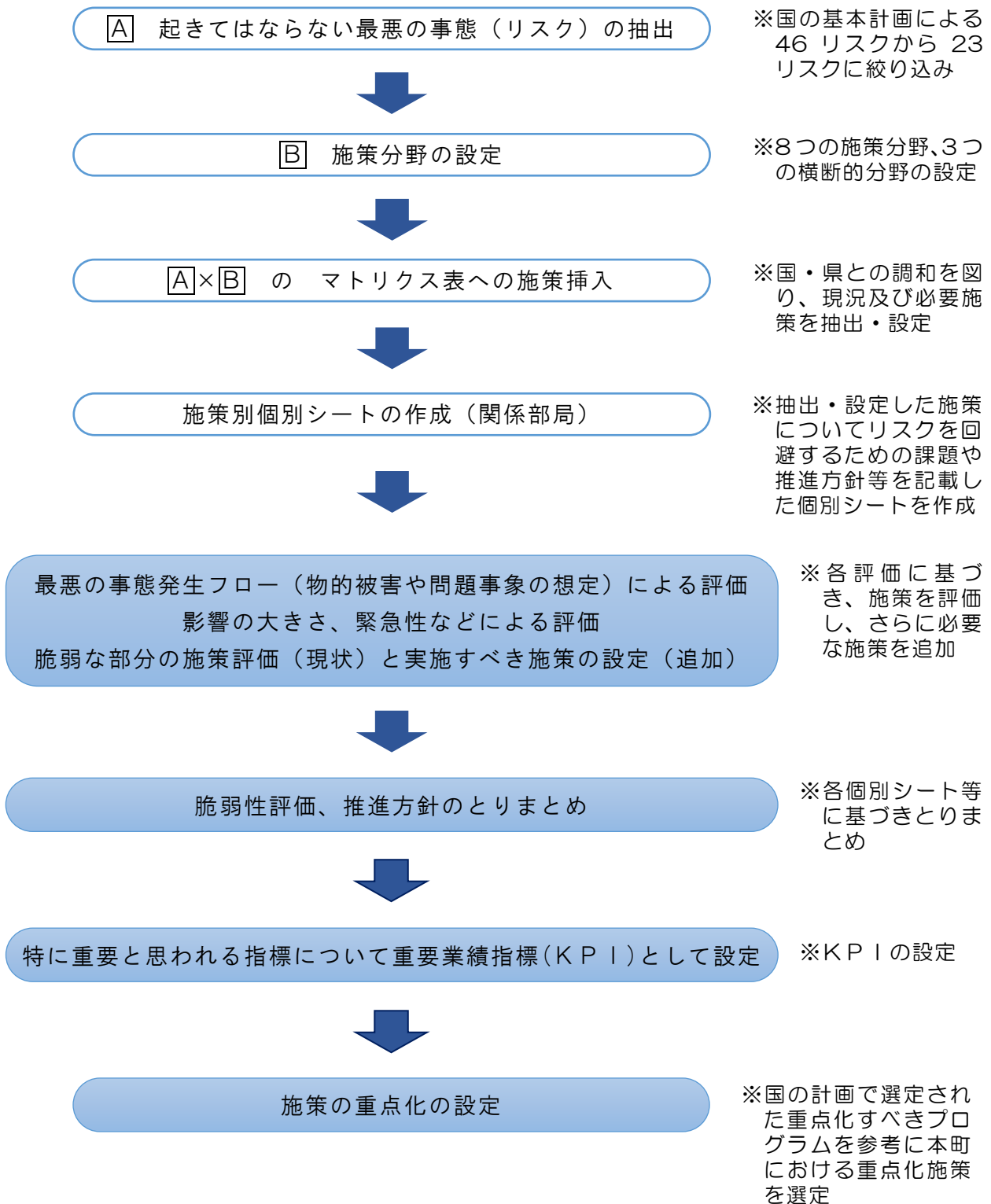
なお、施策分野は、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせにより、一体的・効果的な取組を推進するため、町の機構（部局構成）も鑑み、8つの施策分野、3つの横断的分野を、次のとおり設定します。

表 施策分野

8つの施策分野		3つの横断的分野
①行政機能	⑤地域保全・交通	⑨リスクコミュニケーション ⑩人材育成 ⑪老朽化対策
②都市・住宅・土地利用	⑥環境	
③保健医療・福祉	⑦教育・文化	
④産業	⑧ライフライン	

これらの流れを整理すると次のとおりです。

図 本計画策定の手順 (参考)



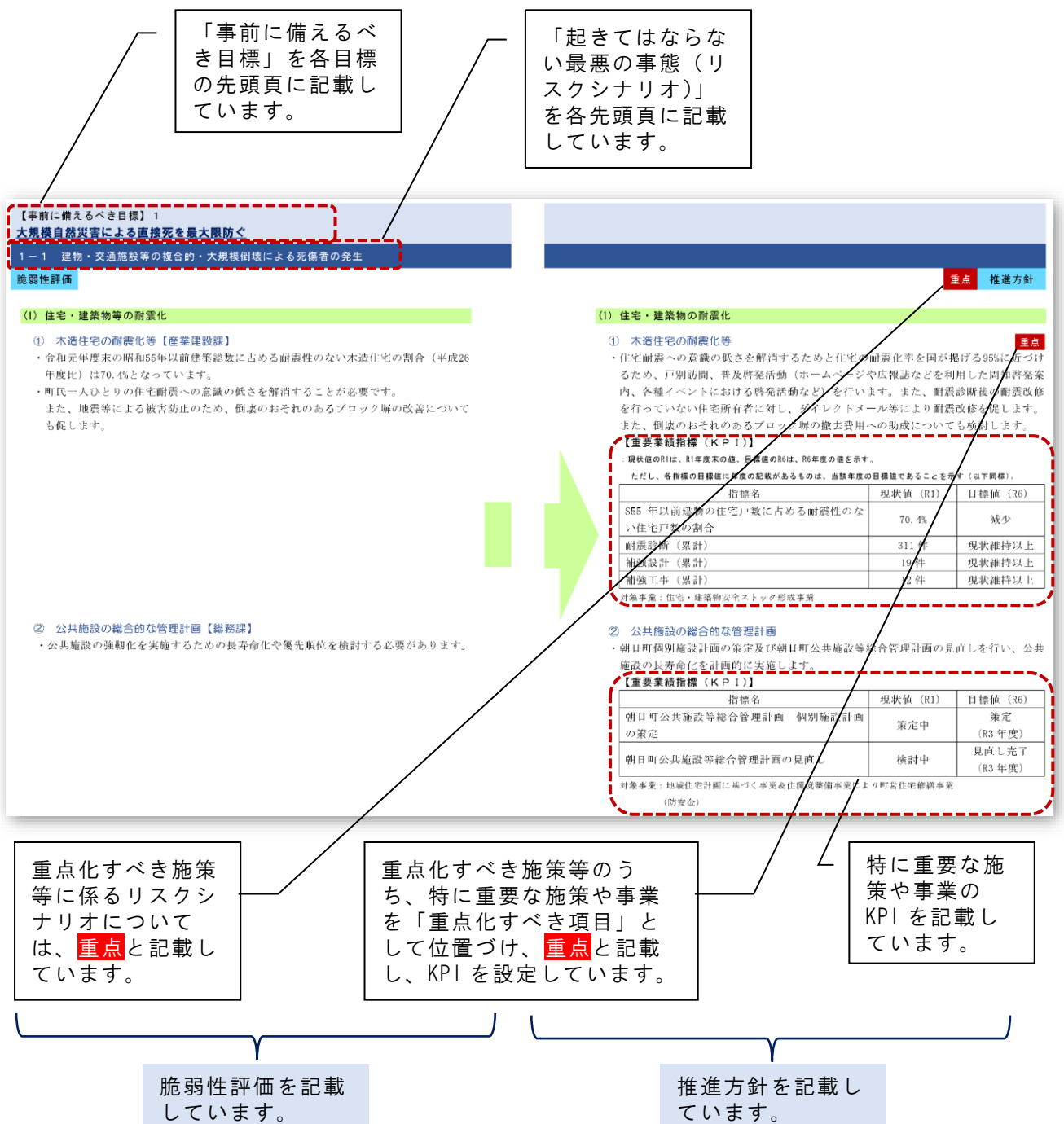
第5章 脆弱性評価と推進方針

地域強靱化の基本目標をふまえ、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、関連する施策を抽出し、現状の施策の進捗状況や課題を抽出し、脆弱性評価としてとりまとめます。

また、脆弱性評価をふまえ、リスクシナリオを回避するための施策の推進方針を定めるとともに、特に重要な施策について、施策や事業の進捗状況を管理するための重要業績指標（KPI）を記載します。

これらを、リスクシナリオ別に整理すると次頁以降のとおりです。

図 脆弱性評価と推進方針の見方（例）



【事前に備えるべき目標】1

大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ

1-1 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生

脆弱性評価

(1) 住宅・建築物等の耐震化

① 木造住宅の耐震化等【産業建設課】

- ・令和5年度末の昭和55年以前建築総数に占める耐震性のない木造住宅の割合（平成26年度比）は67.2%となっています。
- ・町民一人ひとりの住宅耐震への意識の低さを解消することが必要です。
また、地震等による被害防止のため、倒壊のおそれのあるブロック塀の改善についても促します。

② 公共施設の総合的な管理計画【総務課】

- ・公共施設の強靱化を実施するため公共施設全体の状況を把握し、長寿命化や優先順位を検討する必要があります。

(1) 住宅・建築物の耐震化

① 木造住宅の耐震化等

重点

- ・住宅耐震への意識の低さを解消するためと住宅の耐震化率を国が掲げる95%に近づけるため、戸別訪問、普及啓発活動（ホームページや広報誌などを利用した周知啓発案内、各種イベントにおける啓発活動など）を行います。また、耐震診断後の耐震改修を行っていない住宅所有者に対し、ダイレクトメール等により耐震改修を促します。また、倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去費用への助成についても検討します。

【重要業績指標（KPI）】

：現状値のR5は、R5年度末の値、目標値のR11は、R11年度の値を示す。

ただし、各指標の目標値に年度の記載があるものは、当該年度の目標値であることを示す（以下同様）。

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
S55年以前建物の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合	67.2%	減少
耐震診断（累計）	335件	現状維持以上
補強設計（累計）	20件	現状維持以上
補強工事（累計）	13件	現状維持以上

対象事業：住宅・建築物安全ストック形成事業

② 公共施設の総合的な管理計画

- ・朝日町公共施設等総合管理計画及び朝日町個別施設計画の見直しを行い、公共施設の長寿命化を計画的に実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
朝日町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直し	計画進捗中	法令改正等により随時見直し

③ 学校施設の長寿命化【教育課】

- ・学校施設は、災害時の避難所等となっています。
- ・一定の年数が経過することにより通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置や建物の用途変更に伴う改装等（トイレ改修等）が必要です。しかし、膨大な事業費が発生し、また施工時期が夏休みに限られます。

④ 児童館・あさひっ子クラブの長寿命化【子育て健康課】

- ・児童館・あさひっ子クラブは、施設の内外壁の落下や利用者が転倒する危険があります。そのため、定期的・計画的なメンテナンスを行い、災害被害の軽減を図る必要があります。

⑤ 社会福祉施設等（民営の施設を含む）の長寿命化【保険福祉課】

- ・社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用していることから、利用者や避難者の安全・安心のため、今後、老朽化する社会福祉施設等（民営の施設を含む）の改修又は建て替えを行う際の費用負担をどうするか検討する必要があります。

③ 学校施設の長寿命化

- ・補助金を利用し全体的に改修を行います。また、施設の更新・長寿命化などを実施するため「朝日町公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設の総合的かつ計画的なマネジメントを実施します。

また、トイレの洋式化や空調機器の設置・更新、LED照明の導入・更新等の設備更新を進め、学びの場・災害時の避難場所等としての環境を整備します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
朝日小学校の大規模改造事業実施回数（建物損耗・機能低下対策、改装・トイレ改修等）	4回	6回
朝日中学校の大規模改造事業実施回数（建物損耗・機能低下対策、改装等）	3回	5回

④ 児童館・あさひっ子クラブの長寿命化

- ・利用者の安全を確保するため、施設の老朽化対策及び内外壁の落下等を防止するための耐震化などを実施します。また、夏休み等の長期休暇期間中も利用するため、児童減少の時期を考慮し工事实施には仮施設の検討も必要です。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公共施設の長寿命化対策（児童館・屋根修繕）	—	検討
公共施設の長寿命化対策（学童保育所・屋根修繕）	—	検討

⑤ 社会福祉施設等（民営の施設を含む）の長寿命化

- ・事業者による施設の老朽化対策、倒壊の危険性があるブロック塀の改修、非常用自家発電設備や給水設備の整備等について、国、県等の補助金を利用した助成を検討し、社会福祉施設等の防災・減災対策を促進します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公共施設の長寿命化対策（保健福祉センター）	—	検討
社会福祉施設等の耐震化率	100%	維持

⑥ 教育文化施設・資料館の長寿命化【文化課】

- ・教育文化施設、資料館の来館者数はそれぞれ年間21,027人、1,910人を数え（令和5年度）、地震等により大規模倒壊等が発生した場合、多数の死傷者が発生することが予想されます。また、教育文化施設は、災害時の指定避難所となっています。
- ・教育文化施設については耐用年数に余裕があるが、今後の経年劣化を考慮しつつ、定期的・計画的なメンテナンスを行う必要があります。また、資料館については築100年を超え老朽化が進行しているため、より定期的・計画的なメンテナンスを行う必要があります。

⑦ 庁舎の保全等維持管理【庶務・町史編さん課】

- ・大規模自然災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される庁舎の耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。
- ・役場庁舎は、旧耐震基準の建築物（昭和39年度建築）であり、平成19年度に庁舎耐震診断を実施した結果、耐震基準値を満たしているため、耐震化は未実施です。しかし、老朽化が著しいため、新庁舎建設等の検討が必要です。

⑧ 公営住宅の老朽化対策【庶務・町史編さん課】

- ・大規模災害発生時、公営住宅では、一部損壊する危険があります。そのため、計画的なメンテナンスを行うことにより、災害被害の軽減を図る必要があります。

⑨ 家具転倒予防対策【保険福祉課】

- ・地震発生時に居間等の家具やテレビなどが転倒、散乱したことによる逃げ遅れやケガにより死亡するケースが大半です。このため、補強金具等で未然に転倒防止することにより事故発生防止を図る必要があります。

⑥ 教育文化施設・資料館の長寿命化

- ・「朝日町公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくことで、施設の長寿命化を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公共施設の長寿命化対策（教育文化施設・屋根修繕）	随時	完了（R11年度）

⑦ 庁舎の保全等維持管理

- ・災害時において庁舎の機能を確保するため、老朽化対策を推進します。
また、災害時の防災拠点施設となる役場庁舎の適正な維持管理を実施しながら、新庁舎建設を検討します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公共施設の長寿命化対策（役場庁舎）	—	現状維持以上

⑧ 公営住宅の老朽化対策

- ・入居者の安全を確保するため「朝日町公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくことで、施設の長寿命化を図ります。なお、入居者が居ることから工事实施には、入居者の協力も必要となります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公共施設の長寿命化対策（町営住宅）	—	完了予定

対象事業：公営住宅等ストック総合改善事業

対象事業：地域住宅計画に基づく事業（公営住宅整備事業）（防安全）

⑨ 家具転倒予防対策

- ・広報等を利用して、朝日町家具転倒予防対策補助金交付事業の周知を図ります。また、令和2年度以降は、一人暮らし高齢者対象の防災診断と合わせて家具転倒予防対策の必要性を周知し、希望者へ家具転倒防止器具の現物給付を実施しています。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
家具転倒予防対策補助金利用者数 （現物給付含む）	5件	10件

(2) 大規模盛土造成地対策【企画情報課】

- ・東日本大震災等では大規模な造成宅地において滑動崩落が発生して大きな被害が生じたことから、国において大規模盛土造成地の調査がなされ、第1次スクリーニング結果に基づき、現在、大規模盛土造成地マップの公表による周知をしているが、宅地防災に関する住民の意識が低い状況です。
- ・県において第2次スクリーニング計画が令和2年度に作成され、町内の大規模盛土造成地は8カ所となりました。この結果を基に対象盛土に対する第2次スクリーニング調査を実施し、その結果に応じた対処を行うことが必要です。ただし、現状では対象盛土について、優先度評価が低い結果となっており緊急性を伴わないことから財政面などを考慮し、当面の間は経過観察における定期点検を実施していきます。

(3) 空き家対策の推進【産業建設課】

- ・本町においては、令和2年度に実施した実態調査で153戸の空家等を把握しています。これらの空家等については、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生の危険があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあり、利活用や除却などについて、所有者としての意識が低いこと、遠方で十分な管理ができないこと、除却費用・維持管理費用の捻出が困難であることなどを解消することが必要です。

(4) 計画的な居住誘導【企画情報課】

- ・防災を意識したコンパクトなまちづくりによる居住の誘導を図るために、予算の確保やより実効的な立地適性化計画の見直しを行う必要があります。しかし、立地適性化計画に基づき実施する事業は、住民の住居移動を伴う可能性があるために、長期に及ぶ可能性が高く、事業進捗が見えにくい状況です。また、計画内に都市の防災に関する機能を確保するための指針である防災指針の追加が見直し時には必要となってきます。

(2) 大規模盛土造成地対策

重点

- ・第1次スクリーニング、第2次スクリーニング計画の結果に基づき、継続した周知と第2次スクリーニング調査の検討を行いつつ、対象盛土に対する経過観察（定期点検：5年毎）を行います。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
宅地耐震化推進事業（変動予測調査（第2次スクリーニング調査））	調査検討	調査検討
大規模盛土造成地対策（経過観察：定期点検の実施）	未実施	1回

(3) 空き家対策の推進

重点

- ・「朝日町空家等対策計画」に基づき、空家等への意識の低さを解消するため、所有者等への理解や啓発の促進、適切な管理の促進、利活用の促進を図ります。また、5年毎の実態調査、日常調査や定期調査を行い空家等の状況把握に努め、空家等の発生未然防止、適切な管理、利活用、空家等対策に向けた連携強化を図ります。また、管理不全の空家等については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空家等については、必要な措置を段階的に講じます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
耐震性のない空家除却の補助件数	6件	毎年1件以上

対象事業：空き家対策総合支援事業 住宅・建築物安全ストック形成事業

(4) 計画的な居住誘導

重点

- ・補助金の活用、プロジェクトチームによる有効的な計画策定を検討します。また、都市の防災に関する機能を確保するため、見直し時には防災指針の追加を実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
立地適正化計画の見直し	未実施	見直し着手

(5) 避難路・避難場所となるオープンスペースの確保等

① 公園整備の促進【企画情報課】

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な維持管理に努める必要があります。
また、老朽化が進んでいることから、長寿命化計画策定を検討し、これに基づく適正な維持管理に努めていく必要もあります。

② 狭あい道路の解消【産業建設課】

- ・朝日町は建築基準法第3章の規定が適用される時点が昭和36年であり、既に63年を経過しているが、依然約38kmにも及ぶ狭あい道路が存在します。
- ・狭あい事業制度の認識の低さや所有者の認識の低さを解消することが必要です。

(5) 避難路・避難場所となるオープンスペースの確保等

① 公園整備の促進

重点

- ・都市機能の安全性向上を図るため、整備年度が新しいものは対象外とし、老朽施設を中心に必要最小限で適切な維持管理に取り組みます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公園施設長寿命化の計画の策定	未着手	検討
公園施設設備の更新及び修繕	未着手	検討

② 狭あい道路の解消

重点

- ・狭あい事業制度への認識の低さや所有者の意識の低さを解消するため、制度周知のためのパンフレットを作成し、制度周知を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
狭あい道路整備事業（年間申請件数）	2件	維持

対象事業：狭あい道路整備等促進事業

(6) 道路・橋梁等の長寿命化

① 道路施設長寿命化修繕対策【産業建設課】

- ・管理する横断歩道橋は1橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、横断歩道橋の損傷状況を踏まえ継続的に健全度の把握をする必要があります。

② 橋梁長寿命化修繕対策【産業建設課】

- ・管理する橋梁数は30橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、橋梁の損傷状況を踏まえ継続的に梁の健全度を把握する必要があります。

③ 舗装修繕対策【産業建設課】

- ・令和6年4月1日現在、67,647mの町道を管理しており、このうち62,750m（92.8%）が舗装された道路です。
- ・舗装修繕事業実施に係る予算確保や優先順位を検討する必要があります。

④ 交通安全施設等の維持管理【産業建設課・庶務・町史編さん課】

- ・ガードフェンスや防護柵、道路反射鏡等の交通安全施設は発災時に倒壊の危険性があり、人的被害が発生する可能性がある他、倒壊した施設によって交通が遮断され救助活動等が遅れる可能性があります。

(6) 道路・橋梁等の長寿命化

重点

① 道路施設長寿命化修繕対策

- ・横断歩道橋の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
横断歩道橋の適正な維持管理（定期点検の実施）	5年に1回	5年に1回以上

② 橋梁長寿命化修繕対策

- ・橋梁の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
橋梁の適正な維持管理（定期点検の実施）	5年に1回	5年に1回以上

③ 舗装修繕対策

- ・舗装修繕事業の対象となる国費及び起債（緊自債含む）等を確保し、従来の事後的な修繕から予防的かつ計画的な舗装修繕事業を図ります。また、舗装の修繕に係る費用の縮減を図りつつ、道路の安全性・信頼性を確保します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
町道 1-34 号線外 1 路線舗装修繕事業（実施済延長）	826m	927m
町道朝日中央線法面对策事業（実施済延長）	—	135m
町道 3-113 号線防草対策事業（実施済延長）	32m	82m
緊急自然災害防止対策事業債対象事業（実施済延長）	568m	1323m

※整備計画名：国土強靱化地域計画に基づく地域の防災・減災力の強化に資する道づくり（防災・安全）

（注）上記整備計画名の事業実施期間が過ぎた場合、継続事業となる整備計画名と読み替えることができるものとする。

④ 交通安全施設等の維持管理

- ・交通安全施設の倒壊による被害拡大を防止するため、強度的に弱い旧規格で設置されている施設や経年劣化している施設に関して更新を行います。

(7) 被害拡大を抑える体制の確保・強化【防災環境課】

- ・被害を最小限に抑えるための救出・救助を実施する機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行う必要があります。

(8) 災害対応機関等の対応能力向上【防災環境課】

- ・救出・救助を実施する機関と相互の連携を強化し、災害時の対応能力向上を図る必要があります。

(9) 沿道ブロック塀等の除却に関する啓発【防災環境課】

- ・災害時の避難経路となる沿道においては、建築物のブロック塀が個人所有のために、除却の進捗が芳しくない状況です。

(7) 被害拡大を抑える体制の確保・強化

- ・被害を最小限に抑えるための救出・救助を実施する機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図ります。

(8) 災害対応機関等の対応能力向上

- ・救出・救助を実施する機関と相互の連携を強化するとともに、救出・救助活動の実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応能力の向上に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
避難指示等の判断・伝達マニュアルの見直し状況	法令改正等により随時	法令改正等により随時

(9) 沿道ブロック塀等の除却に関する啓発

- ・ブロック塀等の倒壊による被害拡大を防止するため、個人で行う診断に関しては引き続き周知を行い、ブロック塀の除却を促進します。

【事前に備えるべき目標】1

大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ

1-2 市街地での大規模火災の発生

脆弱性評価

(1) 消防団員の機能強化と団員確保【防災環境課】

- ・地震等により発生した火災の延焼を防止するために、消防団の火災防御装備を充実させる必要があります。また、団員の高齢化の懸念もあります。

(2) 狭あい道路の対策【産業建設課】

- ・住宅密集地における狭あい道路は、救助救出活動や火災発生時における緊急車両の通行支障となる可能性があることから、消火活動や病院への負傷者搬送が遅延するなど、被害が拡大する恐れがあります。

(3) 空き家対策の推進<再掲>【産業建設課】

- ・本町においては、令和2年度に実施した実態調査で153戸の空家等を把握しています。これらの空家等については、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生の危険があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあり、利活用や除却などについて、所有者としての意識が低いこと、遠方で十分な管理ができないこと、除却費用・維持管理費用の捻出が困難であることなどを解消することが必要です。

(1) 消防団員の機能強化と団員確保

- ・消防団の能力向上のために、公設消防との連携や訓練の実施をします。また、研修会等への参加など火災防御能力の向上に向けて各種事業を実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
消防団条例の定数充足率	98.4%	100%

(2) 狭あい道路の対策

- ・現道拡幅等が困難な箇所等については、空家等の除却等によりさら地になった土地を有効活用するなど、待機場所の確保に努め、迅速な緊急活動に繋がります。

(3) 空き家対策の推進<再掲>

重点

- ・「朝日町空家等対策計画」に基づき、空家等への意識の低さを解消するため、所有者等への理解や啓発の促進、適切な管理の促進、利活用の促進を図ります。また、5年毎の実態調査、日常調査や定期調査を行い空家等の状況把握に努め、空家等の発生未然防止、適切な管理、利活用、空家等対策に向けた連携強化を図ります。また、管理不全の空家等については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空家等については、必要な措置を段階的に講じます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
耐震性のない空家除却の補助件数<再掲>	6件	毎年1件以上

対象事業：空き家対策総合支援事業 住宅・建築物安全ストック形成事業

(4) 火災予防の推進【防災環境課】

- ・大規模な地震により同時多発的に火災が発生する恐れがあることから、平時より火災予防を推進する必要があります。

(5) 防災化対策

① 各種施設の防災化対策【施設所管課】

- ・火災による二次被害防止のため、公共施設について防災化を進めていく必要があります。

② 住宅・建築物等の防災化対策【防災環境課・産業建設課】

- ・火災による二次被害防止のため、住宅・建築物について防災化を進めていく必要があります。

(6) 緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備【防災環境課・産業建設課】

- ・道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、必要な対策を講じる必要があります。また、道路の通行可否情報を効率的に収集する方法も検討する必要があります。

(7) 水道・消防施設の強靱化等

① 消防水利の整備【防災環境課】

- ・本町には34基の防火水槽と222基の消火栓が設置（令和5年度末）されています。しかし、大規模災害時には多くの水利が必要となることから、計画的に設置し、より充足させる必要があります。また、老朽化が著しい消火栓も数多く存在し、更新を行う必要もあります。

② 水道施設の強靱化【上下水道課】

- ・地震発生時にも断水することなく安定して水道水を供給できるよう、漏水事故の多い管や布設年度の古い管を優先的に、強靱化を実施し、災害に強い上水道管路網を構築する必要があります。
- ・水道と下水道の両方の機能を確保するため、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路一体で耐震化する必要があります。

(4) 火災予防の推進

- ・住民の防火意識を高め、火災予防を推進するため、チラシ・ポスター等による啓発、住宅用火災警報器の設置促進に努めます。

(5) 防災化対策

① 各種施設の防災化対策

- ・庁舎、学校施設、社会教育施設、体育施設、公営住宅、社会福祉施設等について、防火環境の向上に努めます。

② 住宅・建築物等の防災化対策

- ・住宅・建築物の防災化については、老朽化住居の建替え促進を含め、所有者における防火の必要性に対する認識を高めることを促進します。

(6) 緊急輸送道路や代替ルート、避難路等の整備

重点

- ・道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、県等と協力し、道路の橋梁耐震化、斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策を進めます。また、災害時においては、県と共有したシステムにより、道路の通行可否情報を効率的に収集します。

(7) 水道・消防施設の強靱化等

① 消防水利の整備

- ・消防水利の喪失を回避し充足させるため、地下式消火栓の計画的な追加・更新整備を進め、強化を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
消防水利の整備（水利包含率）	水利包含率 100%	維持

② 水道施設の強靱化

- ・大規模火災発生時における水の供給体制を確立するため、配水管において強度が低下している老朽管の更新を計画的に実施します。
- ・災害に強く持続可能な上下水道の構築に向け、対策が必要となる急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を実施します。

【事前に備えるべき目標】1

大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ

1-3 大規模津波等による多数の死者の発生

脆弱性評価

(1) 津波ハザードマップの周知【防災環境課】

- ・令和4年3月に作成・配布した津波ハザードマップに関する住民の認知度の向上や津波の危険性について情報を配信する必要があります。

(2) 南海トラフ地震臨時情報への対応【防災環境課】

- ・南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている本町においては、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、様々な手法において被害軽減対策を実施する必要があります。特に、警戒情報が発表された場合に、一週間を基本とした事前避難に備えた避難生活が可能となる場所の確保が急務です。
- ・自主避難者への対応や職員体制含め、検討していく必要があります。また、臨時情報に関し、住民の認知度も低いことから、住民への周知、認識を持たせることが重要です。

(3) 若年層への防災教育

① 学校における防災教育の推進【教育課】

- ・学校と家庭や地域が連携した防災教育の実施に向け検討していく必要があります。通学路の危険箇所の情報提供や保護者、児童生徒に対する注意喚起、防災に関する授業を行い、若年層への災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育する必要があります。
- ・児童・生徒が自らの命を守るよう、小中学校において防災教育を特別活動の指導計画に位置付けて実施しています。また、防災計画、防災マニュアルを適宜改善し、防災訓練を実施しており、これらの取組を継続する必要があります。

(1) 津波ハザードマップの周知

- ・津波への意識の低さを解消するために、さまざまなイベントや広報において防災ハザードマップを周知します。また、津波ハザードマップを保有しない住民へは津波ハザードマップを保有し、津波の危険性を意識するように努めます。
- ・災害時に各施設に来庁する住民等の避難のために職員間で情報共有します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
ハザードマップ等による危険個所の周知	随時	随時

(2) 南海トラフ地震臨時情報への対応

- ・防災訓練や講演会を通じて、南海トラフ地震臨時情報発表に応じた対策等の普及啓発を実施します。また、住民へは自ら臨時情報に備え対策を講じることの重要性を引き続き啓発します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
広報・防災講演会等による防災知識の啓発	随時	随時

(3) 若年層への防災教育**① 学校における防災教育の推進**

- ・学校における防災計画の見直しや更新を行います。また、児童・生徒に対し、災害や避難行動の知識を教育・啓発により、迅速な避難行動の開始につながるとともに、教育・啓発を受けた児童・生徒が家庭で話題とすることにより家族間で共有できるなどの効果が期待できることが東日本大震災でも報告されています。このため、小・中学生などを対象とした教育・啓発を実施します。
- ・各学校の立地条件に対応した各種災害を想定し、幅広い視点からの見直しにより防災計画・防災マニュアルを実効性のあるものにするるとともに、児童・生徒が自分の命を守るための正しい知識を持ち、自ら考え、適切に判断し、行動する力を育む防災教育を推進します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
防災計画更新事業：防災教育の推進	年1回	年1回以上

② 定期的な避難訓練の実施【あさひ園・教育課】

- ・地震津波を想定した避難訓練の定期的な実施が必要です。

(4) 計画的な居住誘導<再掲>【企画情報課】

- ・防災を意識したコンパクトなまちづくりによる居住の誘導を図るために、予算の確保やより実効的な立地適性化計画の見直しを行う必要があります。しかし、立地適性化計画に基づき実施する事業は、住民の住居移動を伴う可能性があるために、長期に及ぶ可能性が高く、事業進捗が見えにくい状況です。

(5) 公園整備の促進<再掲>【企画情報課】

- ・公園施設は地震災害時に、避難場所、救援活動拠点、火災の延焼防止等の役割を果たす重要な施設であることから、計画的な維持管理に努める必要があります。また、老朽化が進んでいることから、長寿命化計画策定を検討し、これに基づく適正な維持管理に努めていく必要もあります。

(6) 堤防の耐震・液状化対策【産業建設課】

- ・朝明川、員弁川における南海トラフ巨大地震等に備えた河川堤防の耐震・液状化対策をする必要があります。

(7) 津波に対する対応能力向上【防災環境課】

- ・津波災害では、人的被害の防止を最優先とした住民等の避難行動が基本であり、平素から住民一人ひとりが、津波の知識を保有し、あらゆるリスクコミュニケーションを想定する必要があります。

(8) 広域的な相互体制の構築【防災環境課】

- ・広域的な連携を図るため、県等との防災訓練を通じて、応援・受援などの連携強化が必要です。

② 定期的な避難訓練の実施

- ・地震津波を想定した避難訓練を定期的に実施します。

(4) 計画的な居住誘導<再掲>

重点

- ・補助金の活用、プロジェクトチームによる有効的な計画策定を検討します。また、都市の防災に関する機能を確保するため、見直し時には防災指針の追加を実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
立地適正化計画の見直し<再掲>	未実施	見直し着手

(5) 公園整備の促進<再掲>

重点

- ・都市機能の安全性向上を図るため、整備年度が新しいものは対象外とし、老朽施設を中心に必要最小限で適切な維持管理に取り組みます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公園施設長寿命化の計画の策定<再掲>	未着手	検討
公園施設設備の更新及び修繕<再掲>	未着手	検討

(6) 堤防の耐震・液状化対策

- ・朝明川、員弁川における南海トラフ巨大地震等に備えた河川堤防の耐震・液状化対策事業の促進を県へ要望します。

(7) 津波に対する対応能力向上

- ・津波被害の軽減は早期避難を最優先とする意識を持ち、「自らの身は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という意識を持った津波に強い住民の育成、住民参加による自助・共助の向上を目的とした訓練を実施します。

(8) 広域的な相互体制の構築

- ・広域的な連携強化を推進することにより、大規模津波発生時の応急体制を充実するとともに、県や協定市町村と応援・受援などの連携を強化します。

(9) 被害拡大を抑える体制の確保・強化<再掲>【防災環境課】

- ・被害を最小限に抑えるための救出・救助を実施する機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行う必要があります。

(10) 住宅・建築物等の耐震化【産業建設課】

- ・住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないよう、対策を進める必要があります。

(11) 避難行動要支援者対策【防災環境課・保険福祉課】

- ・有事の際、避難行動要支援者は自力避難が困難であることから、自治区は支援者と連携しながら、避難行動要支援者に対する地域の協力体制づくりを進める必要があります。

(9) 被害拡大を抑える体制の確保・強化<再掲>

- ・被害を最小限に抑えるための救出・救助を実施する機関と連携した応急対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図ります。

(10) 住宅・建築物等の耐震化

重点

- ・住宅・建築物の倒壊による津波等からの逃げ遅れや避難経路の閉塞を発生させないため、住宅・建築物の耐震化や耐震性のない空家等の除却を進めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
S55年以前建物の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合<再掲>	67.2%	減少

対象事業：住宅・建築物安全ストック形成事業

(11) 避難行動要支援者対策

- ・地域住民、民生・児童委員などの関係機関の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿の適宜更新を行います。また、避難行動要支援者の避難を迅速に行えるよう個別避難計画の作成を進めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
避難行動要支援者避難援助プラン（個別避難計画）の作成数	22件	100件

【事前に備えるべき目標】1

大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ

1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価

(1) 雨水浸水対策の推進【上下水道課】

- ・雨水管渠は約118.0ha（全体計画面積の約42%）で整備済みですが、地形条件等により、局所的な浸水が発生しています。
- ・小向雨水幹線整備計画（平成26年度～令和15年度）による浸水対策事業は約20年間の事業計画です。また、平成30年度から工事着手しています。
- ・将来的に、鉄道（近鉄）の横断があるため、委託工事も含めて膨大な事業費の確保も課題となっています。
- ・雨水管理総合計画を策定し、整備箇所の選定及び優先度等を検討します。

(2) 防災ハザードマップの活用等

① 洪水ハザードマップの周知【防災環境課】

- ・住民の生命と安全を確保するために、水位周知河川（員弁川・朝明川）について、浸水想定区域について住民への周知・啓発を行う必要があります。また、水防法の改正などにより必要に応じて洪水ハザードマップの修正等も必要になります。

② 高潮ハザードマップの周知【防災環境課】

- ・海岸に面していない本町においても、水防法の改正により、今後、高潮対策が必要となります。高潮被害の可能性について、住民の理解度を向上させる必要があります。また、災害時要援護者となる身体障がい者や、高齢者、子供、外国人などへの周知の方法はどうかを考える必要があります。

(1) 雨水浸水対策の推進

重点

- ・市街地における雨水浸水被害を防ぐため、被害発生のおそれが高い地区を計画的に整備し進めます。
- ・鉄道（近鉄）の横断については、浸水対策の強化に向け、財政部局（総務課）及び関係機関との協議を行い、随時事業計画の見直しを検討しつつ、浸水対策事業を推進します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
小向雨水幹線築造工事進捗率（累計）	56%	95%

※整備計画名：朝日町下水道整備（公共下水路）の推進（防災・安全）（重点計画）

(2) 防災ハザードマップの活用**① 洪水ハザードマップの周知**

- ・洪水が発生した場合に住民が自ら命を守るための行動を促すため、令和4年3月に更新した洪水ハザードマップで想定される浸水地域や浸水深について、改めて周知を行います。
- ・防災訓練や講演会を通じて、浸水リスクの危険性の普及啓発の実施をします。また、国や県において浸水想定区域の見直しなどを行った際には、適宜ハザードマップの情報を更新し、住民への周知の徹底やハザードマップに基づく防災訓練等を実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
ハザードマップ等による危険個所の周知 <再掲>	随時	随時

② 高潮ハザードマップの周知

- ・高潮が発生した場合に住民が自ら命を守るための行動を促すため、令和4年3月に更新した高潮ハザードマップで想定される浸水地域や浸水深について、改めて周知を行います。また、災害時要援護者に対し、一定期間浸水する高潮の危険性について周知するよう努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
ハザードマップ等による危険個所の周知<再掲>	随時	随時

③ 警戒レベルの周知【防災環境課】

- ・様々な防災情報が発信されているものの、住民が避難する判断基準が多種多様でかつ難解で、多くの住民が活用できない状況に陥る可能性があります。そのため、周知の徹底をし、理解を深めてもらう必要があります。

④ 内水被害の減災対策【上下水道課】

- ・内水被害に備え、内水ハザードマップを作成し、内水被害に関する周知を行う必要があります。

(3) 堤防の耐震・液状化対策<再掲>【産業建設課】

- ・朝明川、員弁川における大規模自然災害（特に集中豪雨）による増水や越水等に備え、河川堤防等の対策をする必要があります。

(4) 情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化【防災環境課】

- ・災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、情報収集手段の多様化、情報提供サービスの普及促進に取り組む必要があります。

(5) 浸水に対する対応能力向上【防災環境課】

- ・住民参加による防災力の向上等を目的として、市街地等の浸水を想定した避難訓練等を実施する必要があります。

(6) 総合的な治水対策の推進【産業建設課】

- ・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働し、引き続きソフト・ハード対策を一体的・計画的に進める必要があります。
- ・朝明川・員弁川流域では、土砂・流木による被害を防ぐための砂防堰堤等の整備が国、県により進められています。

③ 警戒レベルの周知

- ・住民等が配信された避難情報の意味を直感的に理解できるよう、発令基準を5段階の警戒レベルにより提供し、遅れのない避難行動等が実施できるよう、防災訓練や講演会を通じて周知します。

④ 内水被害の減災対策

- ・防災環境課と協議し、内水ハザードマップを作成します。
- ・住民への周知方法等を検討します。

※整備計画名：朝日町下水道整備（公共下水道）の推進（防災・安全）（重点計画）

(3) 堤防の耐震・液状化対策<再掲>

- ・朝明川、員弁川における集中豪雨等による洪水に対し、河川改修事業の促進を県へ要望します。

(4) 情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

重点

- ・災害発生時に現地の情報を迅速かつ確実に収集するため、防災情報機能強化に取り組むとともに、非常時の通信手段となる防災行政無線等を適正に維持管理します。住民の迅速な避難行動を促すため、防災アプリ（朝日Sアラート）の周知と普及に取り組めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
「朝日Sアラート」登録者数	2,880人	3,000人

(5) 浸水に対する対応能力向上

- ・住民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、実践的な訓練を実施します。

(6) 総合的な治水対策の推進

- ・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を国・県等の関係機関と協力して推進します。

【事前に備えるべき目標】1

大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ

1-5 大規模な土砂災害（緑地・急傾斜地等の損壊など）等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(1) 土砂災害ハザードマップの周知【防災環境課】

- ・本町には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき県により指定された土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）があり、土砂災害ハザードマップを更新し、配布しています。これを活用して、土砂災害のおそれのある区域の住民が適切な避難行動をとれるよう取り組みが必要です。

(2) 土砂災害対策【産業建設課・防災環境課】

- ・関係機関と連携し、崩壊等の危険性が高い箇所がある場合などに、土砂災害対策を行うことが必要です。

(3) 土砂災害に対する対応能力向上【防災環境課】

- ・住民参加による防災力の向上等を目的として、土砂災害等を想定した避難訓練等を実施する必要があります。

(4) 緑地・急傾斜等の安全確保【庶務・町史編さん課・産業建設課】

- ・急傾斜地への擁壁設置など、危険箇所への対策工事が県により進められています。一方で、職員の緑地・急傾斜地に対する定期的な目視点検は行っていますが、安全管理上の技術的な知識が不足しています。

(5) 計画的な居住誘導＜再掲＞【企画情報課】

- ・防災を意識したコンパクトなまちづくりによる居住の誘導を図るために、予算の確保やより実効的な立地適性化計画の見直しを行う必要があります。しかし、立地適性化計画に基づき実施する事業は、住民の住居移動を伴う可能性があるために、長期に及ぶ可能性が高く、事業進捗が見えにくい状況です。また、計画内に都市の防災に関する機能を確保するための指針である防災指針の追加が見直し時には必要となってきます。

(1) 土砂災害ハザードマップの周知

- ・土砂災害（特別）警戒区域に指定されている区域において、土砂災害の危険性や避難の重要性の周知や住民の生命と安全を確保するために、防災ハザードマップの周知徹底を行い、土砂災害への意識の高揚を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
ハザードマップ等による危険個所の周知<再掲>	随時	随時

(2) 土砂災害対策

- ・台風や集中豪雨などによる土砂災害の被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止、地すべり防止対策など、土砂災害防止に向けた整備を検討します。

(3) 土砂災害に対する対応能力向上

- ・住民参加による防災力の向上及び災害対応機関等相互の連携を強化することを目的として、実践的な訓練を実施します。

(4) 緑地・急傾斜等の安全確保

- ・安全管理に関する技術的な知識を習得するため、研修会へ職員などを派遣します。また、地震や土砂災害による地滑りや崩落等が発生しないように維持管理に努め、急傾斜地等における土砂災害による危険性を周知します。

(5) 計画的な居住誘導<再掲>

- ・補助金の活用、プロジェクトチームによる有効的な計画策定を検討します。また、都市の防災に関する機能を確保するため、見直し時には防災指針の追加を実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
立地適正化計画の見直し<再掲>	未着手	見直し着手

【事前に備えるべき目標】1

大規模自然災害による直接死を最大限防ぐ

1-6 避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価

(1) 住民等への情報伝達手段の強化

① 住民等への情報伝達体制の強化【防災環境課】

- ・本町では緊急性の高い災害情報の伝達を、防災アプリ（朝日Sアラート）、ホームページ、エリアメールなどの多様な情報発信手段で行っています。しかし、パソコンや携帯電話などを持たない高齢者世帯等に対する情報伝達手段について検討を進める必要があります。また、災害時の通信基盤や避難所への情報伝達に併せて、防災拠点となる本庁舎などへの公衆無線LAN設備設置の検討が必要です。

② 防災行政無線の維持管理【防災環境課】

- ・高潮浸水エリアにある防災行政無線の子局設備の設置位置の検討が必要です。また、音達想定範囲内ではあるが、聞こえづらい地域への対応も必要になります。

(1) 住民等への情報伝達手段の強化

① 住民等への情報伝達体制の強化

重点

- ・災害情報が受信できるスマートフォンやタブレット端末などを利用して、災害時に通信途絶状況においても避難情報の配信ができるよう朝日Sアラートを活用したり、避難指示等の発令基準や伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づく住民へ避難情報の伝達、障がい者や高齢者などにも配慮した情報発信を行い災害時に安全な避難行動ができるよう効果的な情報伝達体制を強化します。
- ・自主防災組織や町内会への訓練指導等の機会をとらえて、朝日Sアラートについて普及を図ります。
- ・避難指示等が出されたエリアの高齢者等に対して、自主防災組織などにより直接情報伝達する体制について検討を進めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
「朝日Sアラート」登録者数<再掲>	2,880人	3,000人
情報伝達訓練の実施回数	年4回	維持

② 防災行政無線の維持管理

- ・情報伝達の不備等による避難行動の遅れを出さないよう、また、緊急放送が途絶えないように防災行政無線及び移動系防災行政無線の適正な維持管理を実施します。
- また、教育文化施設2階に防災行政無線の操作卓が設置されていることから、教育文化施設の長寿命化を図り、情報伝達拠点としての機能を的確に維持する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
防災行政無線の点検	年1回	維持
防災情報設備維持管理	随時	随時

(2) 避難誘導體制の整備

① 指定緊急避難場所、指定避難所案内看板並びに誘導看板の整備【防災環境課】

- ・本町には現在25箇所の指定緊急避難場所・14箇所の指定避難所がありますが、災害時に避難所等を利用する住民が少ないなど避難に関する周知を繰り返し実施する必要があります。

災害時の住民の適切な避難を誘導するため、災害対策基本法（平成25年6月改正）に適合した災害種別の表示や多言語化・ピクトグラム表示の標識を設置してありますが、さらに避難所等に対する認知度の向上を図る必要があります。

② 避難行動要支援者避難行動援助プランの運用【防災環境課・保険福祉課】

- ・災害時に自ら避難することが困難な人の安全を確保するため、「朝日町避難行動要支援者避難援助プラン全体計画」に基づき、「防災きずなカード」などを使用しながら、要支援者の自助・共助を基本とした避難行動援助体制の構築を進めています。しかしながら、地域の援助者の高齢化への対応や一人ひとりの避難計画となる個別避難計画の作成促進が必要となっています。

- ・在宅で生活する高齢者が、災害時等における支援を地域の中で受けれるように、要支援者台帳を整備し、要介護高齢者や障がい者等の情報を把握するとともに、台帳未登録者の登録促進する必要があります。

また、関連機関（コーディネーター（民生児童委員等））による、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等について個別避難計画を策定することへの理解と支援の確保も必要になります。

(3) 避難路等の道路環境の整備【教育課・あさひ園・防災環境課・産業建設課】

- ・誰もが安全に避難できるよう、避難路等の安全性を確保する必要があります。特に小中学校の通学路については、危険箇所を点検し、安全対策を実施しているところですが、その他の避難所への避難路についても、避難路としての使用も想定し安全対策が必要です。

(2) 避難誘導體制の整備

① 指定緊急避難場所、指定避難所案内看板並びに誘導看板の整備

- 指定緊急避難場所・指定避難所の標識について、災害種別ごとのピクトグラム表示を取り入れ変更します。また、避難訓練の実施などにより標識の表示内容の周知等を図り、住民の適切な避難行動を促進します。
避難所等への誘導看板については、必要に応じ、追加・更新などを検討します。

② 避難行動要支援者避難行動援助プランの運用

- 要支援者への情報伝達と避難行動の援助のため、自治区や民生児童委員、自主防災組織等と連携した共助の体制づくりを進めるとともに、避難行動要支援者の安全性が確保されるよう、福祉避難所のスペース整備などを促進します。
- 避難行動要支援者名簿の作成による要支援者の把握、更新と情報の共有、援助者への事前の名簿情報の提供などにより、災害時に自ら避難することが困難な者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、地域防災計画に基づき、避難の支援、安否の確認、生命又は財産を災害から保護するため措置を講じます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
避難行動要支援者避難援助プラン（個別避難計画）の作成数<再掲>	22件	100件

(3) 避難路等の道路環境の整備

- 関係機関が合同で危険個所の点検を行い、避難路となる通学路等の安全対策を推進するとともに、その他の避難ルートも確保するなど、避難路としての多様化を進めます。

(4) 施設等における避難確保計画の作成等

① あさひ園・小中学校における避難確保計画の作成等【あさひ園・教育課】

- ・あさひ園並びに小中学校の通う園児・児童・生徒たちの安全を確保するためには、想定される災害に応じた対応についての具体的計画の作成や防災訓練の実施が重要であり、施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等に規定されているところです。訪問指導等を通じて各施設における確実な実施を促進しています。

② 学校における防災教育の推進<再掲>【教育課】

- ・学校と家庭や地域が連携した防災教育の実施に向け検討していく必要があります。通学路の危険箇所の情報提供や保護者、児童生徒に対する注意喚起、防災に関する授業を行い、若年層への災害に対する知識と的確な避難行動の知識を教育する必要があります。
- ・児童・生徒が自らの命を守れるよう、小中学校において防災教育を特別活動の指導計画に位置付けて実施しています。また、防災計画、防災マニュアルを適宜改善し、防災訓練を実施しており、これらの取組を継続する必要があります。

③ 福祉施設における避難確保計画の見直し【防災環境課・保険福祉課】

- ・福祉関係施設や事業所等においては、関係条例等により、災害の態様に応じた避難確保計画を作成し、定期的な避難訓練を行わなければならないとされています。また、高潮浸水想定区域が指定（令和5年3月）されたことにより、浸水区域内に位置する福祉施設においては、計画の見直しが必要となります。

(4) 施設等における避難確保計画の作成等

① あさひ園・小中学校における避難確保計画の作成等

- ・避難確保計画をより実効性のあるものにするため見直しを行いながら、災害時に備えて災害対策本部と連携した防災訓練等を実施します。
- ・計画作成等に有意義な情報の提供等を適宜行うとともに、訪問指導等を通じた確認、情報伝達機能の充実を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
災害対策本部と連携した避難訓練	—	1回

② 学校における防災教育の推進<再掲>

- ・学校における防災計画の見直しや更新を行います。また、児童・生徒に対し、災害や避難行動の知識を教育・啓発により、迅速な避難行動の開始につながるとともに、教育・啓発を受けた児童・生徒が家庭で話題とすることにより家族間で共有できるなどの効果が期待できることが東日本大震災でも報告されています。このため、小・中学生などを対象とした教育・啓発を実施します。
- ・各学校の立地条件に対応した各種災害を想定し、幅広い視点からの見直しにより防災計画・防災マニュアルを実効性のあるものにするとともに、児童・生徒が自分の命を守るための正しい知識を持ち、自ら考え、適切に判断し、行動する力を育む防災教育を推進します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
防災計画更新事業：防災教育の推進	年1回	年1回以上

③ 福祉施設における避難確保計画の見直し

- ・福祉関係施設や事業所等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について確認・指導を引き続き行います。また、特に高潮浸水想定区域内にある福祉施設については、高潮被害から迅速な避難が行われるよう、具体的かつ実効性のある避難確保計画の見直し等を促進します。

(1) 非常用物資の確保

① 公的備蓄の充実【防災環境課】

- ・発災初期は物資の確保や輸送が困難となると予想されることから、公的備蓄が重要となります。このため本町では、長期間の供給不足を想定し、水、保存食等を備蓄しておく場所の確保や消費期限の管理を行う必要があります。

② 災害時における協定による物資調達【防災環境課】

- ・町による備蓄には限界があるため、食料や、毛布、衣料、燃料等の避難生活上の必需品の供給について、企業等と救援物資提供に関する協定を締結しておりますが、引き続き連携体制を確実なものとしていく必要があります。

③ 住民による備蓄の促進【防災環境課】

- ・災害に備えた「自助」の取り組みとして、生活に必要な物資について、家庭での備蓄を促進する必要があります。
- ・災害発生直後の備えとして、家庭における食料や飲料水等の備蓄について住民に周知し啓発を図っていますが、すべての家庭において準備されていない状況です。

④ 物資受援供給に係る体制整備【防災環境課】

- ・プッシュ型支援に対しては、町内輸送拠点となる教育文化施設に物資があふれかえる可能性があるため、物資の仕分けに関する人員等の確保も必要です。

(1) 非常用物資の確保

① 公的備蓄の充実

- ・被害想定に基づいた備蓄と備蓄品の更新を進めるとともに、長期間の供給不足を想定した備蓄体制について物資の保管場所の確保と併せて検討します。また、災害応援協定による流通備蓄についても充実できるよう推進します。

② 災害時における協定による物資調達

- ・行政による備蓄の限界を補うため、非常用物資の確保について企業等との協力体制を充実させます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
災害時応援協定(物資供給協定)の締結数	7事業者	8事業者

③ 住民による備蓄の促進

- ・3日分程度の食料、飲料水、非常持ち出し品などを、家庭で平常時から備蓄するよう、周知・啓発します。

④ 物資受援供給に係る体制整備

- ・輸送拠点から各避難所まで迅速に物資を輸送するために策定した「朝日町広域受援計画」に基づき、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、要員の確保、民間事業者への協力依頼の確立などを含む、物資の要請体制、調達体制、輸送体制等、供給の仕組みを整備します。

(2) 水道施設の防災・減災対策

① 配水管の更新【上下水道課】

- ・予算及び人員の都合に応じて毎年約500m程度耐用年数（約40年）の経過した配水管を中心に、布設替え工事や更新を行っています。しかし、布設後40年超の配水管が約10km（令和5年4月時点）あり、更新が追いつかない状況です。
- ・大規模自然災害発生時にも断水することなく安定して水道水を供給するため、漏水事故の多い管や布設年度の古い管を優先的に、老朽化対策として耐震化や液状化対策を実施し、災害に強い上水道管路網を構築する必要があります。

② 基幹水道管の更新【上下水道課】

- ・令和4年度末で基幹水道管（導水管、送水管）の耐震化は完了し、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型管理が必要になります。
- ・工事時は県水に頼ることになるため、企業庁との調整が必要になります。

③ 監視機器の更新【上下水道課】

- ・令和2年度に給水を行うために必要不可欠な監視機器を更新し、故障や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型管理が必要になります。

④ 計画的な施設の整備【上下水道課】

- ・施設の老朽化が進んでおり、地震や災害等に対応するため、各施設の整備や耐震化が必要となります。

(2) 水道施設の防災・減災対策

① 配水管の更新

- ・大規模自然災害発生時における水の供給体制を確立するため、老朽管更新計画の見直しを5年ごとに行い、配水管において強度が低下している老朽管の更新を計画的に実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
配水管布設替工事（配水支管）	新計画に基づく布設替工事	新計画に基づく布設替工事（R10見直し）
配水管布設替工事（配水本管）	機能維持	機能維持

② 基幹水道管の更新

- ・現在の機能を維持します。次回の基幹水道管更新は令和24年度を予定しています。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
基幹管路（導水管・送水管）の更新	機能維持	機能維持

③ 監視機器の更新

- ・現在の機能を維持します。なお、次回の監視機器更新は令和17年度を予定します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
監視機器の更新	機能維持	機能維持

④ 計画的な施設の整備

- ・計画的な施設の整備を行うために、現在ある計画の見直し及び新たな計画を検討し、各施設の整備や耐震化を実施します。

(3) 非常用物資の供給ルートの確保

① 輸送ルートの防災・減災対策（長寿命化）【防災環境課・産業建設課】

- ・大規模自然災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、通行不能となった輸送ルート（広域物資輸送拠点である北勢拠点から朝日町内輸送拠点である教育文化施設まで）などの道路啓開を迅速に実施することが重要です。

この迅速な輸送道路啓開に向けて、道路啓開に必要な体制を整備する必要があります。

② 道路施設長寿命化修繕対策＜再掲＞【産業建設課】

- ・管理する横断歩道橋は1橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、横断歩道橋の損傷状況を踏まえ継続的に健全度の把握をする必要があります。

③ 橋梁長寿命化修繕対策＜再掲＞【産業建設課】

- ・管理する橋梁数は30橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、橋梁の損傷状況を踏まえ継続的に梁の健全度を把握する必要があります。

(3) 非常用物資の供給ルートの確保**① 輸送ルートの防災・減災対策（長寿命化）**

- ・大規模自然災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、平時から良好な状態の維持に努めます。
- また、中部版くしの歯作戦における拠点事務所へ集結し、道路啓開に努めます。

② 道路施設長寿命化修繕対策＜再掲＞

重点

- ・横断歩道橋の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
横断歩道橋の適正な維持管理（定期点検の実施） ＜再掲＞	5年に1回	5年に1回以上

③ 橋梁長寿命化修繕対策＜再掲＞

重点

- ・橋梁の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
橋梁の適正な維持管理（定期点検の実施） ＜再掲＞	5年に1回	5年に1回以上

④ 舗装修繕対策<再掲>【産業建設課】

- ・令和5年4月1日現在、67,647mの町道を管理しており、このうち62,750m（92.8%）が舗装された道路です。
- ・舗装修繕事業実施に係る予算確保や優先順位を検討する必要があります。

⑤ 空路輸送体制の確保【防災環境課】

- ・陸路での緊急輸送が困難な場合、また空路による時間短縮、陸路を補完する上でも空路による緊急輸送体制を確保する必要があります。
- ・本町では、三重県防災ヘリコプター支援協定を締結（平成25年3月1日）しており、臨時離着陸場として2箇所（朝日小学校グラウンド、朝日町スポーツ施設）が選定されています。
- ・いずれもヘリポートは未整備で、離着陸の訓練などを通して、災害発生時の受入れにあたって課題の検証を行う必要があります。

④ 舗装修繕対策〈再掲〉

重点

- ・舗装修繕事業の対象となる国費及び起債（公適債含む）等を確保し、従来の事後的な修繕から予防的かつ計画的な舗装修繕事業を図ります。また、舗装の修繕に係る費用の縮減を図りつつ、道路の安全性・信頼性を確保します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
町道 1-34 号線外 1 路線舗装修繕事業（実施済延長）	826m	927m
町道朝日中央線法面对策事業（実施済延長）	—	135m
町道 3-113 号線防草対策事業（実施済延長）	32m	82m
緊急自然災害防止対策事業債対象事業（実施済延長）	568m	1323m

※整備計画名：国土強靱化地域計画に基づく地域の防災・減災力の強化に資する道づくり（防災・安全）

（注）上記整備計画名の事業実施期間が過ぎた場合、継続事業となる整備計画名と読み替えることができるものとする。

⑤ 空路輸送体制の確保

- ・空路輸送体制の確保に向け三重県や自衛隊に協力を仰ぎ、ヘリコプター離着陸等の環境整備について検討を図ります。

【事前に備えるべき目標】2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

(1) 消防力の強化【防災環境課】

- ・受託先である四日市市とともに、機能の不足や老朽化した施設について、災害発生時にその機能が維持できるよう、四日市市北消防署朝日川越分署施設の適切な維持管理、消防力の機能強化を図る必要があります。また、消防力の基準に向けた設備の充実や消防団員の確保や水利の拡充も必要です。

(2) 応急手当、普通救命講習の普及啓発【防災環境課】

- ・有事の際に備えて、応急手当や救命技能など技能習得を住民や職員や関連機関において広める必要があります。しかし、応急手当、救命講習などの受講者は少ない状況です。そのため、意識の向上を図る必要があります。

(3) 自衛隊、警察との連携強化【防災環境課】

- ・大規模自然災害時には自衛隊や警察との連携不足により、効率的な救助・救急活動等が実施できないおそれがあることから、平時から連絡体制づくり等についての確保が必要となります。

(1) 消防力の強化

- ・継続して四日市市への委託や計画的な設備配備を行うとともに、地域における消防団加入の理解を図ります。また、災害発生時に迅速な活動が行えるように日頃から情報共有や消防団との連携強化も図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
消防団条例の定数充足率	98.4%	100%
消防団への水槽付ポンプ車配備数	1台	維持

(2) 応急手当、普通救命講習の普及啓発

- ・資格取得者の増加につながるよう、広報、町ホームページなどで受講に関する周知や自主防災組織への直接的な呼びかけを実施します。また、職員に関しては、定期的な講習の実施をします。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
職員の普通救命講習会受講者数（累計）	—	全職員
消防団の普通救命講習会受講者数（指導者含む） （累計）	31人	62人
住民向けの普通救命講習会開催数	—	年1回

(3) 自衛隊、警察との連携強化

- ・平時から自衛隊や警察との定期的な交流や情報交換、図上訓練などの実施により連携強化を図ります。

(4) 消防団の充実・強化【防災環境課】

- ・消防団は、就業形態や社会情勢の変化等により、高齢化が進んでいます。そのため、消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対する理解・支援が得られる環境整備に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要があります。

(5) 広域連携の強化【防災環境課】

- ・災害時の支援等に係る協定の活用、防災訓練等を通じ、広域的な連携強化を進める必要があります。

(4) 消防団の充実・強化

- ・消防団の活動に対する地域や事業者の理解・支援が得られる環境の創出を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
消防団協力事業所数（累計）	—	1事業所

(5) 広域連携の強化

- ・災害時の支援等に係る協定の活用により、他市町村との連携強化、災害ボランティア等の受入体制の整備などに取り組みます。

【事前に備えるべき目標】2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境

2-3 慣れない避難生活における、被災者の健康管理や心身状態の悪化による死者の発生

脆弱性評価

(1) 感染症予防・防疫体制の確保【子育て健康課】

- ・被災地や避難所での感染症の発生まん延防止のため、特に、平常時から幼児や高齢者などの要配慮者へのインフルエンザ等の予防接種を勧奨する必要があります。
- ・被災地等における消毒・害虫駆除を実施するための体制の構築なども必要となります。

(2) 避難所等の充実

① 指定緊急避難場所・指定避難所の整備【防災環境課】

- ・本町では、想定される災害種別をふまえ、避難場所と避難所を指定しています。災害発生時の実際の避難状況や新型コロナウイルス感染症などへの対策をふまえ、災害状況に応じて安全避難できる避難所等を確保する必要があります。
また、長期的な避難所の使用に対する準備も必要です。

② 福祉避難所の確保【保険福祉課・防災環境課】

- ・災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の避難所として保健福祉センターを福祉避難所としています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症にみるように、想定外の事態に対応する機能が必要となります。

(1) 感染症予防・防疫体制の確保

- ・災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、インフルエンザ等の各種予防接種率向上を図るとともに、正しい感染予防知識の周知を図る。
- ・浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる場所の把握と早期に消毒が実施できる体制づくりを推進します。

(2) 避難所等の充実

① 指定緊急避難場所・指定避難所の整備

重点

- ・想定される災害の状況をふまえて住民が安全に避難できる避難場所・避難所を確保します。
 - ・災害時の避難場所として活用する小中学校や町体育館への備蓄倉庫等の整備を計画的に推進します。小中学校に関しては、避難所運営マニュアルに基づき施設管理者未到着時の開錠手順を検討します。
- また、長期的な避難所生活でも情報を得られるようにするため、公衆無線 LAN の整備について検討します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
避難所運営マニュアルの更新	法令改正等により随時	法令改正等により随時

② 福祉避難所の確保

- ・要配慮者の安全を確保する福祉避難所として機能するため、避難運営マニュアルに基づき、収容対象を明確にし、住民の理解を得るよう周知します。
- ・民間の福祉施設と連携し、保健福祉センターでは対応ができない要介護者等の受入体制を整えるなど、分散化を進めます。

③ 避難所機能の充実【生涯学習課】

- ・避難所として指定されている朝日町公民館、朝日町体育館、町民スポーツ施設の老朽化に伴う不良箇所の把握及び計画的な修繕が必要です。

④ 公的備蓄の充実<再掲>【防災環境課】

- ・発災初期は物資の確保や輸送が困難となると予想されることから、公的備蓄が重要となります。このため本町では、長期間の供給不足を想定し、水、保存食等を備蓄しておく場所の確保や消費期限の管理を行う必要があります。

(3) 避難所での感染症まん延防止のための備品の充実【子育て健康課・防災環境課】

- ・避難所における感染症まん延防止のため、防護服やマスクなどの備蓄を進める必要があります。併せて、大規模災害から自分の身を守るため、衛生用品（マスクや消毒液など）の備蓄を推奨することについての町民へ情報提供を行う必要もあります。

(4) 避難者の健康管理のための医療体制整備【子育て健康課・保険福祉課】

- ・大規模災害などに、応急処置等を行う人材（看護師など）を確保できる体制整備が必要です。また、長期の避難所生活における健康維持のため、医療サービスを受けることができる体制整備が必要です。

③ 避難所機能の充実

重点

- ・不良箇所の優先度を調査し、計画的な修繕を実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公共施設の長寿命化対策（朝日町公民館・屋根修繕）	—	着手
公共施設の長寿命化対策（朝日町体育館・屋根修繕）	—	着手

④ 公的備蓄の充実<再掲>

- ・被害想定に基づいた備蓄と備蓄品の更新を進めるとともに、長期間の供給不足を想定した備蓄体制について物資の保管場所の確保と併せて検討します。また、災害応援協定による流通備蓄についても充実できるよう推進します。

(3) 避難所での感染症防止のための備品の充実

- ・避難所における感染症まん延時に対応できるよう、計画的に衛生用品の備蓄を推奨するとともに、マスクの着用や手指消毒の励行、咳エチケットの徹底を平常時から周知します。

(4) 避難者の健康管理のための医療体制整備

- ・県主催の訓練において、町内の医療機関及び管内医師会や所管の保健所と連携し、地域内の医療体制を把握し、情報共有の体制づくりに努めます。

【事前に備えるべき目標】2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

脆弱性評価

(1) 帰宅困難者対策【防災環境課】

- ・鉄道等の公共交通機関の停止や道路の寸断や崩壊等により、帰宅困難者が発生した場合に避難施設に関する情報提供や帰宅困難者の受入れ体制を整備する必要があります。また、事業所等においては、従業員や施設利用者等が帰宅困難者となり得る場合、事業所施設にて収容する可能性がある場合を想定し、独自の帰宅困難者対策を講じる必要もあります。

(2) 非常用物資の確保

① 非常用物資の備蓄（流通）管理【防災環境課】

- ・大規模自然災害の発生時において、物資の供給・受領等について、支援物資輸送者（関係機関や民間企業）との広域的な応援体制の確保と構築が必要です。

② 公的備蓄の充実＜再掲＞【防災環境課】

- ・発災初期は物資の確保や輸送が困難となると予想されることから、公的備蓄が重要となります。このため本町では、長期間の供給不足を想定し、水、保存食等を備蓄しておく場所の確保や消費期限の管理を行う必要があります。

(3) 公共交通の確保【企画情報課】

- ・鉄道等の公共交通は、通勤・通学、通院や買い物等の移動手段、そして災害時の避難等の移動手段です。災害時において、公共交通を維持確保するため、交通事業者等との連絡体制を構築する必要があります。

(1) 帰宅困難者対策

- ・帰宅困難者に対する食料や毛布等の備蓄品の確保に努めるとともに、事業者との施設等使用に関する協定の締結を推進します。また、危険な場所にいる帰宅困難者等を安全かつ迅速に避難させるため、避難誘導體制や安全に通行できる避難路の情報などの提供に努め、適切な帰宅困難者の安全確保を図ります。

(2) 非常用物資の確保

① 非常用物資の備蓄（流通）管理

- ・流通備蓄に関し、物資調達・受援体制強化のための支援物資輸送訓練を実施、迅速かつ効率的な対応に向けて施策を推進します。また、朝日町広域受援計画に基づき受援体制の整備を拡充も実施します。
- ・家庭での備蓄推進のため、防災訓練・講習会等で啓発などを実施します。
- ・備蓄計画に基づき、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料、飲料水等を提供するため、公的備蓄の維持・充実を図ります。

② 公的備蓄の充実〈再掲〉

- ・被害想定に基づいた備蓄と備蓄品の更新を進めるとともに、長期間の供給不足を想定した備蓄体制について物資の保管場所の確保と併せて検討します。また、災害応援協定による流通備蓄についても充実できるよう推進します。

(3) 公共交通の確保

- ・災害時における公共交通の維持確保・早期の回復、迅速かつ正確な情報収集・広報のため、交通事業者・行政・関係機関の連絡体制の構築を図ります。

【事前に備えるべき目標】2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価

(1) 医療機関との連携【子育て健康課】

- ・発災直後から災害医療関係機関と連携し活動が円滑に行えるよう、平常時からの調整や医師会等の受援体制を整備する検討が必要です。

(2) 医療器具・医薬品等の確保

① 医療器具・医薬品等の確保【子育て健康課】

- ・災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしています。また、薬剤師会と災害時における医薬品等の供給協力に関する協定を締結しています。
- ・救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等について、内容品等について医師会等の協力を得て、配備を検討する必要があります。

② AEDの配備と設置場所の周知【庶務・町史編さん課・生涯学習課・防災環境課】

- ・公共施設や避難所等へのAEDの導入促進を進めてきました。今後は、AEDの設置数などを増加させるだけでなく、操作できる者の人数を増加させることも必要になります。

を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

重点

推進方針

(1) 医療機関との連携

- ・町が壊滅的な被害を受けた場合、負傷者への医療活動を速やかに実施するため、DMATなどの災害時派遣医療チームの派遣を依頼する必要があるため、医療ネットワークの構築や災害協定等の確認を行います。また、災害時の活動が円滑に行えるよう、平時から医師会、保健所、県、近隣市町との連携を行います。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
救護所体制整備のため関係機関（医師会等）との連絡会議等の開催	年3回	維持

(2) 医療器具・医薬品等の確保

① 医療器具・医薬品等の確保

- ・県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図ります。
- ・救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等について、内容品等について医師会等の協力を得て、配備を検討します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
救護所体制整備のため関係機関（医師会等）との連絡会議等の開催<再掲>	年3回	維持

② AEDの配備と設置場所の周知

- ・公共施設や避難所等へのAEDの導入促進と計画的な更新をします。また、町民へAEDの設置場所の周知や操作可能な者の増加のために講習会の実施を行い危機管理の向上を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
AEDが設置された避難所数	14か所	維持

(3) 福祉避難所の確保<再掲>【保険福祉課・防災環境課】

- ・災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の避難所として保健福祉センターを福祉避難所としています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症にみるように、想定外の事態に対応する機能が必要となります。

(4) 災害ボランティアの受入体制の確立【保険福祉課】

- ・大規模自然災害時の被災者支援において、他地域等からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアの受入体制を整える必要があります。
- ・本町では、朝日町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置と運営の主体となります。
- ・防災訓練などを通じて、災害発生時に受入れ時の混乱を避ける必要があります。

(5) 非常用物資の供給ルートの確保<再掲>

① 輸送ルートの防災・減災対策（長寿命化）<再掲>【防災環境課・産業建設課】

- ・大規模自然災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、通行不能となった輸送ルート（広域物資輸送拠点である北勢拠点から朝日町内輸送拠点である教育文化施設まで）などの道路啓開を迅速に実施することが重要です。
- この迅速な輸送道路啓開に向けて、道路啓開に必要な体制を整備する必要があります。

② 道路施設長寿命化修繕対策<再掲>【産業建設課】

- ・管理する横断歩道橋は1橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、横断歩道橋の損傷状況を踏まえ継続的に健全度の把握をする必要があります。

(3) 福祉避難所の確保<再掲>

- ・要配慮者の安全を確保する福祉避難所として機能するため、避難運営マニュアルに基づき、収容対象を明確にし、住民の理解を得るよう周知します。
- ・民間の福祉施設と連携し、保健福祉センターでは対応ができない要介護者等の受入体制を整えるなど、分散化を進めます。

(4) 災害ボランティアの受入体制の確立

- ・災害ボランティアセンター受入れ業務を担う朝日町社会福祉協議会において、近隣市町の社会福祉協議会及び一般法人等の災害ボランティア等の協力を得ながら、ボランティアの受入れに向けた現マニュアルの見直しや、大規模自然災害発生を想定した災害ボランティア受入れ訓練の実施などを行い、災害ボランティアの受け入れ体制の確立に向けて整備していきます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
ボランティアセンター運営マニュアルの更新	更新（随時）	更新（随時）
災害ボランティア受入れ訓練の実施	年1回	年1回以上

(5) 非常用物資の供給ルート確保<再掲>**① 輸送ルートの防災・減災対策（長寿命化）<再掲>**

- ・大規模自然災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、平時から良好な状態の維持に努めます。
- また、中部版くしの歯作戦における拠点事務所へ集結し、道路啓開に努めます。

② 道路施設長寿命化修繕対策<再掲>

重点

- ・横断歩道橋の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
横断歩道橋の適正な維持管理（定期点検の実施） <再掲>	5年に1回	5年に1回以上

③ 橋梁長寿命化修繕対策<再掲>【産業建設課】

- ・管理する橋梁数は30橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、橋梁の損傷状況を踏まえ継続的に梁の健全度を把握する必要があります。

④ 舗装修繕対策<再掲>【産業建設課】

- ・令和5年4月1日現在、67,647mの町道を管理しており、このうち62,750m（92.8%）が舗装された道路です。
- ・舗装修繕事業実施に係る予算確保や優先順位を検討する必要があります。

(6) 負傷者の搬送先の確保【子育て健康課】

- ・多数の負傷者が発生した際、災害による死者を増加させないよう重症度に応じた搬送先を確保する必要があります。

(7) 医療に必要な水の確保【子育て健康課・上下水道課】

- ・人工透析等、衛生的な水を必要とする病院に対し、優先的に水道を復旧させる等の対応を検討する必要があります。

③ 橋梁長寿命化修繕対策<再掲>

重点

- ・橋梁の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
橋梁の適正な維持管理（定期点検の実施） <再掲>	5年に1回	5年に1回以上

④ 舗装修繕対策<再掲>

重点

- ・舗装修繕事業の対象となる国費及び起債（公適債含む）等を確保し、従来の事後的な修繕から予防的かつ計画的な舗装修繕事業を図ります。また、舗装の修繕に係る費用の縮減を図りつつ、道路の安全性・信頼性を確保します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
町道 1-34 号線外 1 路線舗装修繕事業（実施済延長）	826m	927m
町道朝日中央線法面対策事業（実施済延長）	0m	135m
町道 3-113 号線防草対策事業（実施済延長）	32m	82m
緊急自然災害防止対策事業債対象事業（実施済延長）	568m	1323m

※整備計画名：国土強靱化地域計画に基づく地域の防災・減災力の強化に資する道づくり（防災・安全）

（注）上記整備計画名の事業実施期間が過ぎた場合、継続事業となる整備計画名と読み替えることができるものとする。

(6) 負傷者の搬送先の確保

- ・多数の負傷者が発生した際、人的被害を最小限に抑えることができるよう、重症度に応じた搬送先を確保するため医療機関と連携し体制を整備します。

(7) 医療に必要な水の確保

- ・人工透析等、衛生的な水を必要とする病院に対し、水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築します。
また、下水道が使用できない場合にも備えます。

【事前に備えるべき目標】2

救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境

2-6 自然災害と感染症の同時発生による、被災地の大幅な機能低下

脆弱性評価

(1) 感染症予防・防疫体制の確保<再掲>【子育て健康課】

- ・被災地や避難所での感染症の発生まん延防止のため、特に、平常時から幼児や高齢者などの要配慮者へのインフルエンザ等の予防接種を勧奨する必要があります。
- ・被災地等における消毒・害虫駆除を実施するための体制の構築なども必要となります。

(2) 避難所等における感染症等の拡大防止【子育て健康課・保険福祉課】

- ・避難所等における感染症等の拡大防止に向け、避難運営マニュアルを更新しました。避難所における感染症拡大防止のためには、避難所の区分けや個室スペース等の確保、受付等での感染兆候の早期発見が必要です。また、平時においては、予防接種の接種率向上、感染症の予防や発生時の対応に関する知識の普及が必要です。

(3) 衛生備蓄品の充実等

① 衛生備蓄品の充実等【子育て健康課】

- ・災害時に集中的にニーズが高まる備蓄品の確保を行う必要があります。また、災害発生後には、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なり感染症などの疾病が流行する可能性があり、未然防止を検討する必要があります。

を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

重点

推進方針

(1) 感染症予防・防疫体制の確保<再掲>

- ・災害時の感染症の発生・まん延を防止するため、インフルエンザ等の各種予防接種率向上を図るとともに、正しい感染予防知識の周知を図る。
- ・浸水家屋や廃棄物仮置場など、衛生上問題となる場所の把握と早期に消毒が実施できる体制づくりを推進します。

(2) 避難所等における感染症等の拡大防止

- ・避難所環境の悪化による感染症の拡大防止のため、避難所における空間の分離や感染兆候の早期発見等の体制について検討するとともに、平時より、予防接種の実施、感染症の予防や発生時の対応に関する知識の普及を行い、住民一人ひとりの感染症予防・まん延防止対策を促進します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
三重県災害時保健師活動マニュアルを活用した研修の実施	年3回	維持以上

(3) 衛生備蓄品の充実等

① 衛生備蓄品の充実等

- ・定期的な備蓄の確認及び社会情勢を考慮した備蓄品の購入を行います。また、感染症流行の未然防止対策のため、事前に感染症に関する資機材の整備や複数業者との協定などにより、災害時でも確保のルートを広げることも検討します。住民に対しては、感染症などの知識向上に関する啓発を実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
衛生用品の備蓄	維持	維持

② 簡易トイレの整備【防災環境課】

- ・大規模自然災害が発生すると、長期間に及ぶ避難生活の継続や避難所外避難者の増加が懸念されます。このため、簡易トイレの備蓄数の見直しや検討の必要があります。また、過去の災害において、避難施設におけるトイレの使用マナーがたびたび問題となっていることから、トイレの使用方法について周知していく必要もあります。

(4) 下水道施設の防災・減災対策

① 下水道施設の耐震化【上下水道課】

- ・本町における下水道は建設開始から約39年が経過し、現在の耐震基準を満たさない下水道施設が多くなっており、本町においても主要な管渠の耐震化を進める必要があります。

② 持続可能な下水道事業の展開【上下水道課】

- ・本町の汚水処理人口普及率は約99.2%（令和5年度末）となり、普及率は高水準であります。その一方で、管渠の老朽化が進んでおり、主要な管渠の耐震化と併せて、主要な管渠の下水道本管、マンホール蓋、マンホール本体、圧送管（マンホールポンプ含む）は予防保全型、取付管及び公共汚水柵は事後保全型の維持管理とし、計画的な改築により、事業費の平準化を図りながら長期的な展望のもと下水道事業を展開していく必要があります。

(5) 感染症の拡大・まん延期における避難対策【保険福祉課・子育て健康課・防災環境課】

- ・新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合の避難に備えて、避難者が密集しない十分なスペースを確保できるよう準備を行う必要があります。

② 簡易トイレの整備

- ・長期避難や避難所外避難も見据えた簡易トイレの備蓄数の充実を図ります。また、トイレの使用方法について、避難所運営訓練を定期的実施し、避難所運営マニュアルでの記載内容の周知を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
簡易トイレの備蓄数	150 基	維持
携帯トイレの備蓄数	4,000 回分	10,000 回分

(4) 下水道施設の防災・減災対策

重点

① 下水道施設の耐震化

- ・地震による下水道施設の被害を防ぎ、また、被災した場合も被害を最小化するため、「朝日町下水道総合地震対策計画」に基づき、液状化の危険性がある主要な幹線の人孔浮上防止対策を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
下水道総合地震対策事業（重要な幹線耐震化率）	36%	79%

※整備計画名：朝日町下水道整備（公共下水路）の推進（防災・安全）（重点計画）

② 持続可能な下水道事業の展開

- ・朝日町下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を行います。
- ・長期的に事業費の平準化を図りながら、主要な管渠の下水道本管、マンホール蓋、マンホール本体、圧送管（マンホールポンプ含む）の予防保全型、取付管及び公共汚水柵は事後保全型の維持管理と計画的な補修や改築により、老朽化対策を推進します。

(5) 感染症の拡大・まん延期における避難対策

- ・新型コロナウイルスなどの感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースの確保を行います。また、マスクや消毒液など感染症拡大防止対策として必要な資材の確保を進めます。

【事前に備えるべき目標】3

必要不可欠な行政機能の確保

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

(1) 業務継続計画

① 業務継続計画による体制整備【全課】

- ・朝日町業務継続計画（BCP）において、職員の安否確認に関する規定に基づき、毎年、職員の参集予測を実施し、非常時優先業務の執行のための職員の確保体制を維持する必要があります。また、職員やその家族が被災することにより登庁できない事態を回避するため、研修等により職員の防災意識を高める必要があります。
- ・職員用飲食料、非常用電源等の確保など、非常時優先業務の執行環境の確保に努める必要もあります。

② ICT部門の業務継続計画<初動版>（ICT-BCPの更新、拡充）【企画情報課】

- ・大規模災害時に、ICT部門の業務が継続できるようICT部門の業務継続計画<初動版>に基づき、定期的に訓練を実施することで実効性を高める必要があります。

③ 下水道業務継続計画（下水道BCPの更新、拡充）【上下水道課】

- ・大規模災害時に、下水道業務が継続できるよう、下水道BCP計画に基づき、定期的に訓練を実施することで実効性を高める必要があります。

④ 課税等に関する重要書類等の管理体制【税務課】

- ・紙媒体で保管されている課税等に関する重要書類等については、電子媒体による保管体制を確立させる必要があります。

(1) 業務継続計画

① 業務継続計画による体制整備

- 各課における業務継続計画に即した業務手順の点検や実施が必要な場合の検証を行います。また、災害時においても、役場機能の低下を最小限にとどめ、機能資源（庁舎、職員等）を適切に確保するため、必要に応じて、業務継続計画を見直し、維持・向上に向け取り組みます。
- 災害対策本部業務や業務継続計画に基づく業務を実施しなければならない事態になっても、職員の継続可能な防災対応能力向上の推進を促します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
朝日町業務継続計画（BCP）の更新	更新（随時）	更新（随時）
職員の非常参集訓練の実施	—	年1回

② ICT部門の業務継続計画＜初動版＞（ICT-BCPの更新、拡充）

- 大規模災害時のリスク軽減のため、ICT部門の業務継続計画＜初動版＞（ICT-BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
ICT-BCPの訓練の実施	未実施	年1回

③ 下水道業務継続計画（下水道BCPの更新、拡充）

重点

- 大規模災害時のリスク軽減のため、下水道業務継続計画（下水道BCP）の更新、拡充を進めるほか、定期的に訓練を実施し、実効性を高めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
下水道業務継続計画（BCP）の更新	策定済	更新（随時）

※整備計画名：朝日町下水道施設のストックマネジメント及び地震による災害対策の推進（防災・安全）
（効果促進事業）

④ 課税等に関する重要書類等の管理体制

- 紙媒体の電子化を図り、業者への管理委託を含め課税等に関する重要書類等を災害から守ります。このことにより、役場庁舎や職員が被災した場合も、管理が可能となります。

(2) 庁舎等の機能の確保

① 公共施設の総合的な管理計画〈再掲〉【総務課】

- ・公共施設の強靱化を実施するため公共施設全体の状況を把握し、長寿命化や優先順位を検討する必要があります。

② 災害対策本部機能の強化【防災環境課】

- ・町長を本部長とする災害対策本部は、多岐にわたる災害対応を全庁的に統轄し、情報の収集・分析・共有、意思決定を行うための防災情報システム等を整備し、その機能の充実・強化に努める必要があります。また、限られた人的資源の有効活用のため、災害対策本部運営訓練の実施や参集の取り扱い等の動員体制の見直しが必要です。
- ・罹災証明や被災者台帳の作成などの被害認定業務等の手順を確立する必要もあります。

③ 教育文化施設等の長寿命化【文化課】

- ・教育文化施設、文化財保管倉庫、朝日町資料館は歴史的財産を保管管理する施設であるとともに、教育文化施設は2階に放送室（管轄：防災環境課）を有しており、被災時であっても機能低下はさげなければならないです。教育文化施設に関しては耐震補強は不要とされ、資料館についても耐震補強は実施済みですが、各施設とも経年劣化が見られるため、長寿命化を図る必要があります。

(2) 庁舎等の機能の確保

① 公共施設の総合的な管理計画＜再掲＞

- ・朝日町公共施設等総合管理計画及び朝日町個別施設計画の見直しを行い、公共施設の長寿命化を計画的に実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
朝日町公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直し	計画進捗中	法令改正等により 随時見直し

② 災害対策本部機能の強化

- ・災害時職員初動マニュアルに基づき職員参集について検証を行い、有効な体制整備を図ります。また、災害時に災害対策本部を中心とした危機管理体制が、迅速かつ的確な判断・対応ができるよう、図上訓練等を行うとともに、職員の災害対応力の向上を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
災害発生時職員初動マニュアルの職員周知	随時	随時
職員向け災害対応研修の実施	—	年1回
災害対策本部訓練の実施回数	—	年1回

③ 教育文化施設等の長寿命化

- ・「朝日町公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくことで、施設の長寿命化を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公共施設の長寿命化対策（教育文化施設・通信・情報設備修繕）	随時	完了 （R11年度）
公共施設の長寿命化対策（教育文化施設・屋根修繕）＜再掲＞	随時	完了 （R11年度）
公共施設の長寿命化対策（教育文化施設・受変電設備更新）	完了	—

(3) 庁舎等の強化

① 防災拠点となる役場庁舎の強化【防災環境課】

- ・災害対策本部を設置する庁舎の非常用発電機は、停電時に自動起動する発電機に更新されています。また、役場庁舎は耐震性能を有していますが、老朽化が著しいため、新庁舎の建設に関して、検討を進める必要があります。

② 公有建築物の老朽化対策【教育課】

- ・一定の年数が経過することにより通常発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置や建物の用途変更に伴う改装等（トイレ改修等）が必要です。しかし、膨大な事業費が発生し、また施工時期が夏休みに限られます。

③ 防災拠点としての新庁舎建設【総務課】

- ・行政需要の増加や変化に伴い、増改築を続けてきた現庁舎は老朽化が顕著であり、将来発生が予想される大規模災害に備えるべく、令和4年10月に朝日町新庁舎建設基本構想を策定した。
朝日町新庁舎建設基本構想で定めた現庁舎の課題、基本理念及び基本方針等をもとに、新庁舎に導入すべき機能や建設場所、財源の確保等を整理し、設計、工事に向けて検討する必要があります。
- ・大規模自然災害発生時における必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギー等の導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図る必要があります。

(3) 庁舎等の強化

① 防災拠点となる役場庁舎の強化

- ・防災拠点施設として地震・水害・電源確保対策等を進めます。また、大規模自然災害時における災対本部機能を確実に確保するため、バックアップ施設（教育文化施設）の強化も図ります。また、業務継続計画における優先業務を迅速に再開し、復旧・復興を先導する行政施設機能の大幅な低下を回避するため、施設強化を推進します。

② 公有建築物の老朽化対策

- ・補助金を利用し全体的に改修を行います。また、施設の更新・長寿命化などを実施するため「朝日町公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設の総合的かつ計画的なマネジメントを実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
朝日小学校の大規模改造事業実施回数（建物損耗・機能低下対策、改装・トイレ改修等）＜再掲＞	4回	6回
朝日中学校の大規模改造事業実施回数（建物損耗・機能低下対策、改装等）＜再掲＞	3回	5回

③ 防災拠点としての新庁舎建設

- ・大規模災害時における防災拠点として新庁舎建設の費用及び運用方法について有効かつ健全に検討を行います。しかし、現時点で適用できる補助金等はなく、地方債の活用も含め、基金の積立状況及び一般会計決算状況も踏まえたうえで、新庁舎建設に向けて検討します。
- ・防災拠点となる公共施設においても、災害時のエネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備や蓄電池の導入を検討します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
新庁舎建設推進事業進捗率	20%	現状値以上

④ 教育文化施設等の機能維持【文化課】

- ・教育文化施設・文化財保管倉庫・朝日町資料館は歴史的財産を保管管理する施設であり、被災時であっても機能低下はさげなければなりません。教育文化施設に関しては耐震補強は不要とされ、資料館についても耐震補強は実施済みです。
- ・しかし、各施設とも経年劣化が見られるため、長寿命化を図る必要があります。

⑤ 避難所機能の充実<再掲>【生涯学習課】

- ・避難所として指定されている朝日町公民館、朝日町体育館、町民スポーツ施設の老朽化に伴う不良箇所の把握及び計画的な修繕が必要です。

(4) 災害対応力の向上【防災環境課】

- ・災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力向上を図る必要があります。

④ 教育文化施設等の機能維持

- ・「朝日町公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくことで、施設の長寿命化を図ります。

⑤ 避難所機能の充実＜再掲＞

重点

- ・不良箇所の優先度を調査し、計画的な修繕を実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
公共施設の長寿命化対策（朝日町公民館・屋根修繕）＜再掲＞	—	着手
公共施設の長寿命化対策（朝日町体育館・屋根修繕）＜再掲＞	—	着手

(4) 災害対応力の向上

- ・平時から、災害復旧を効率的・効果的に行うための取組・手順等を共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力を向上させます。

【事前に備えるべき目標】4

経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

脆弱性評価

(1) 企業の事業継続力強化の支援【産業建設課】

- ・大規模自然災害発生時において、帰宅困難者が発生した場合、事業所等においては、その施設や事業所内に当面の間従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要があります。
- ・大規模な自然災害の発生は、事業所の経営に加えサプライチェーンにも影響を及ぼします。災害時においても事業活動が継続され、経済活動の停滞を招かないため、企業の事業継続力強化の支援が必要です。

(2) 非常用物資の供給ルートの確保

① 輸送ルートの防災・減災対策（長寿命化）＜再掲＞【防災環境課・産業建設課】

- ・大規模自然災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、通行不能となった輸送ルート（広域物資輸送拠点である北勢拠点から教育文化施設まで）などの道路啓開を迅速に実施することが重要です。
この迅速な輸送道路啓開に向けて、道路啓開に必要な体制を整備する必要があります。

② 道路施設長寿命化修繕対策＜再掲＞【産業建設課】

- ・管理する横断歩道橋は1橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、横断歩道橋の損傷状況を踏まえ継続的に健全度の把握をする必要があります。

③ 橋梁長寿命化修繕対策＜再掲＞【産業建設課】

- ・管理する橋梁数は30橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、橋梁の損傷状況を踏まえ継続的に梁の健全度を把握する必要があります。

(1) 企業の事業継続力強化の支援

- ・大規模自然災害発生時においても、企業が事業継続できるように朝明商工会事業継続強化支援計画の策定への情報提供、運用への協力体制を構築します。

(2) 非常用物資の供給ルートの確保

① 輸送ルートの防災・減災対策（長寿命化）＜再掲＞

- ・大規模自然災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、平時から良好な状態の維持に努めます。
また、中部版くしの歯作戦における拠点事務所へ集結し、道路啓開に努めます。

② 道路施設長寿命化修繕対策＜再掲＞

重点

- ・横断歩道橋の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
横断歩道橋の適正な維持管理（定期点検の実施） ＜再掲＞	5年に1回	5年に1回以上

③ 橋梁長寿命化修繕対策＜再掲＞

重点

- ・橋梁の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
橋梁の適正な維持管理（定期点検の実施） ＜再掲＞	5年に1回	5年に1回以上

④ 舗装修繕対策<再掲>【産業建設課】

- ・令和5年4月1日現在、67,647mの町道を管理しており、このうち62,750m（92.8%）が舗装された道路です。
- ・舗装修繕事業実施に係る予算確保や優先順位を検討する必要があります。

(3) 道路管理者間の連携体制の確保【産業建設課】

- ・大規模自然災害による道路ネットワークの分断を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・町の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要です。

④ 舗装修繕対策<再掲>

重点

- ・舗装修繕事業の対象となる国費及び起債（公適債含む）等を確保し、従来の事後的な修繕から予防的かつ計画的な舗装修繕事業を図ります。また、舗装の修繕に係る費用の縮減を図りつつ、道路の安全性・信頼性を確保します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
町道 1-34 号線外 1 路線舗装修繕事業（実施済延長）	826m	927m
町道朝日中央線法面对策事業（実施済延長）	—	135m
町道 3-113 号線防草対策事業（実施済延長）	32m	82m
緊急自然災害防止対策事業債対象事業（実施済延長）	568m	1323m

※整備計画名：国土強靱化地域計画に基づく地域の防災・減災力の強化に資する道づくり（防災・安全）

（注）上記整備計画名の事業実施期間が過ぎた場合、継続事業となる整備計画名と読み替えることができるものとする。

(3) 道路管理者間の連携体制の確保

- ・国、県、町の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。

【事前に備えるべき目標】4

経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大と多面的機能の低下

脆弱性評価

(1) 農地・農業水利施設等の保全管理【産業建設課】

- ・農地が有する雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなど、多面的機能が発揮される様、保全管理を推進する必要があります。
- ・農業水利施設の老朽化が進んでおり、安定的に機能が発揮される様、保全管理を推進する必要があります。

(1) 農地・農業水利施設等の保全管理

- ・農地が有する多面的機能を維持するため、地域の共同活動による農地の維持活動を推進します。
- ・農業水利施設の有する機能を維持するため、地域の共同活動による農業水利施設の保全活動を推進します。必要に応じ、農業水利施設の更新や長寿命化の施策を検討します。

【事前に備えるべき目標】5

情報サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を

5-1 TV・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等による情報通信機器の長期停止による災害情報の収集・伝達できず、避難行動等が遅れる事態

脆弱性評価

(1) 住民等への情報伝達手段の強化<再掲>

① 住民等への情報伝達体制の強化<再掲>【防災環境課】

- ・本町では緊急性の高い災害情報の伝達を、防災アプリ（朝日Sアラート）、ホームページ、エリアメールなどの多様な情報発信手段で行っています。しかし、パソコンや携帯電話などを持たない高齢者世帯等に対する情報伝達手段について検討を進める必要があります。また、災害時の通信基盤や避難所への情報伝達に併せて、防災拠点となる本庁舎などへの公衆無線LAN設備設置の検討が必要です。

② 防災行政無線の維持管理<再掲>【防災環境課】

- ・高潮浸水エリアにある防災行政無線の子局設備の設置位置の検討が必要です。また、音達想定範囲内ではあるが、聞こえづらい地域への対応も必要になります。

(1) 住民等への情報伝達手段の強化<再掲>

① 住民等への情報伝達体制の強化<再掲>

重点

- ・災害情報が受信できるスマートフォンやタブレット端末などを利用して、災害時に通信途絶状況においても避難判断が図れるようにアプリケーション（朝日Sアラート）を運用したり、避難指示等の発令基準や伝達方法を明確にした「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき住民へ避難情報の伝達をしたり、障がい者や高齢者などにも配慮した情報発信を行い災害時に安全な避難行動ができるよう情報伝達方法の多様化や効果的な情報伝達体制について検討します。
- ・自主防災組織や町内会への訓練指導等の機会をとらえて、朝日Sアラートについて普及を図ります。
- ・避難指示等が出されたエリアの高齢者等に対して、自主防災隊により直接情報伝達する体制について検討を進めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
「朝日Sアラート」登録者数<再掲>	2,880人	3,000人
情報伝達訓練の実施回数<再掲>	年4回	維持

② 防災行政無線の維持管理<再掲>

- ・情報伝達の不備等による避難行動の遅れを出さないよう、また、緊急放送が途絶えないように防災行政無線及び移動系防災行政無線の適正な維持管理を実施します。
- ・また、教育文化施設2階に防災行政無線の操作卓が設置されていることから、教育文化施設の長寿命化を図り、情報伝達拠点としての機能を的確に維持する必要があります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
防災行政無線の点検	年1回	維持
防災情報設備維持管理	随時	随時

(2) 災害時の情報収集・通信環境

① 防災行政無線設備の非常用電力【防災環境課】

- ・防災行政無線設備の親局、遠隔局ともに非常用電力の確保はありますが、高潮被害を想定すると屋外拡声子局に設置してある非常用電力の浸水対策が必要となります。

② 情報伝達ツールの多重化（ホームページ）【広報・町民課】

- ・テレビ・ラジオの放送中断等により災害情報が伝達できない場合は、町ホームページから情報伝達を行うことが想定されます。そのため、災害時にホームページが閲覧されるよう、平常時に朝日町公式ホームページの認知度を上げるため魅力あるものとし、災害時の情報発信手段としての認知度を上げる必要があります。

③ 教育文化施設の長寿命化【文化課】

- ・教育文化施設2階には放送設備（管轄：防災環境課）が設置されています。
- ・教育文化施設が災害時に機能不全に陥った場合は災害情報を伝達できなくなるため、今後の経年劣化を考慮しつつ、施設の長寿命化を図る必要があります。

(3) 児童生徒等の安全対策【教育課・あさひ園】

- ・災害発生時には、メール配信システムを利用して保護者へ避難等に関する情報を配信し、児童生徒等の安全を確認できるように努めていますが、被災により学校Webシステムやメール配信システムが停止してしまう可能性があるため、その対応策を検討する必要があります。

(2) 災害時の情報収集・通信環境

① 防災行政無線設備の非常用電力

- ・高潮浸水区域内にある防災行政無線屋外拡声子局の非常用電力の浸水対策を検討します。

② 情報伝達ツールの多重化（ホームページ）

- ・災害時にも町ホームページで、災害や防災に係る情報発信を行っていることについて周知を行います。

③ 教育文化施設の長寿命化

- ・「朝日町公共施設等総合管理計画」に基づき、総合的かつ計画的なマネジメントを推進していくことで、施設の長寿命化を図ります。

(3) 児童生徒等の安全対策

- ・児童生徒等の安全確保を最優先とし、災害時における情報伝達手段の多重化とバックアップ体制の強化を推進します。具体的には、非常用設備の整備や代替手段の確立を進めるとともに、保護者や地域との連携を深め、緊急時における円滑な対応体制を構築します。また、定期的な訓練や見直しを行い、実効性の高い対策を継続的に整備します。

【事前に備えるべき目標】5

情報サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を

5-2 ライフライン（水道・電気・ガス等）の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価

(1) 水道施設の更新

① 配水管の更新<再掲>【上下水道課】

- ・予算及び人員の都合に応じて毎年約500m程度耐用年数（約40年）の経過した配水管を中心に、布設替え工事や更新を行っています。しかし、布設後40年超の配水管が約10km（令和5年4月時点）あり、更新が追いつかない状況です。
- ・大規模自然災害発生時にも断水することなく安定して水道水を供給するため、漏水事故の多い管や布設年度の古い管を優先的に、老朽化対策として耐震化や液状化対策を実施し、災害に強い上水道管路網を構築する必要があります。

② 基幹水道管の更新<再掲>【上下水道課】

- ・令和4年度末で基幹水道管（導水管、送水管）の耐震化は完了し、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型管理が必要になります。
- ・工事時は県水に頼ることになるため、企業庁との調整が必要になります。

③ 監視機器の更新<再掲>【上下水道課】

- ・令和2年度に給水を行うために必要不可欠な監視機器を更新し、故障や劣化が進行する前に適切な対策を行う予防保全型管理が必要になります。

④ 計画的な施設の整備<再掲>【上下水道課】

- ・施設の老朽化が進んでおり、地震や災害等に対応するため、各施設の整備や耐震化が必要となります。

(1) 水道施設の更新

① 配水管の更新<再掲>

- ・大規模自然災害発生時における水の供給体制を確立するため、老朽管更新計画の見直しを5年ごとに行い、配水管において強度が低下している老朽管の更新を計画的に実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
配水管布設替工事（配水支管）<再掲>	新計画に基づく布設替工事	新計画に基づく布設替工事（R10見直し）
配水管布設替工事（配水本管）<再掲>	機能維持	機能維持

② 基幹水道管の更新<再掲>

- ・現在の機能を維持します。なお、次回の基幹水道管更新は令和24年度を予定します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
基幹管路（導水管・送水管）の更新<再掲>	機能維持	機能維持

③ 監視機器の更新<再掲>

- ・現在の機能を維持します。次回の監視機器更新は令和17年度を予定しています。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
監視機器の更新<再掲>	機能維持	機能維持

④ 計画的な施設の整備<再掲>

- ・計画的な施設の整備を行うために、現在ある計画の見直し及び新たな計画を検討し、各施設や耐震化の整備を実施します。

(2) 石油燃料等供給の確保【防災環境課】

- ・非常時に電力供給が途絶えても、行政運営が適正に遂行できるように、石油燃料等に関する協定書の締結などの環境整備を行う必要があります。

(3) 災害からライフラインを守る事前伐採の推進【庶務・町史編さん課・産業建設課】

- ・倒木による電線等の寸断を未然に防止する必要があります。

(4) ライフラインの災害対応力の強化【防災環境課】

- ・災害発生時における電気・ガスなどのライフラインの早期復旧を図るため、平常時からライフライン機関と連携し迅速な復旧作業が可能となるように連携する必要があります。

(2) 石油燃料等供給の確保

- ・燃料油類の供給に関して石油業者と協定締結の推進をします。また、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、協定締結に基づく、石油・ガス等の燃料確保のため円滑な体制を整備します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
燃料供給に関する協定締結	—	締結完了

(3) 災害からライフラインを守る事前伐採の推進

- ・倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、県や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組みます。

(4) ライフラインの災害対応力の強化

- ・電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備（送電線や電力システムなど）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を推進ため、平常時からの連携強化を推進する。
- ・災害に備え耐震性に優れた管などへの敷設替えを計画的に実施するとともに、道路管理者との間で災害情報を共有するなどの連携強化を推進する。

(1) 下水道施設等の強化

① スtockマネジメント計画関連事業【上下水道課】

- ・ 主要な管渠の機能維持・向上を図るため、点検・調査結果による補修・改築・更新工事の実施が必要です。なお、施工方法等について道路管理者等の関連機関と協議が必要です。

② 下水道総合地震対策事業【上下水道課】

- ・ 下水道総合地震対策計画による主要な管渠について、詳細診断を実施し、診断結果に基づく詳細設計後、耐震化工事の施工が必要です。なお、施工方法等について道路管理者等の関連機関と協議が必要です。

③ 雨水浸水対策の推進<再掲>【上下水道課】

- ・ 雨水管渠は約118.0ha（全体計画面積の約42%）で整備済みですが、地形条件等により、局所的な浸水が発生しています。
- ・ 小向雨水幹線整備計画（平成26年度～令和15年度）による浸水対策事業は約20年間の事業計画です。また、平成30年度から工事着手しています。
- ・ 将来的に、鉄道（近鉄）の横断があるため、委託工事も含めて膨大な事業費の確保も課題となっています。
- ・ 雨水管理総合計画を策定し、整備箇所の選定及び優先度等を検討します。

(1) 下水道施設等の強化

重点

① スtockマネジメント計画関連事業

- ・朝日町下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を行います。
- ・長期的に事業費の平準化を図りながら、主要な管渠の下水道本管、マンホール蓋、マンホール本体、圧送管（マンホールポンプ含む）の予防保全型、取付管及び公共汚水柵は事後保全型の維持管理と計画的な補修や改築により、老朽化対策を推進します。

② 下水道総合地震対策事業

- ・詳細設計時に、施工方法等について道路管理者等の関連機関と協議を実施します。また、下水道業務継続計画（下水道BCP計画）を更新することで、大規模災害発生時においても業務継続できるよう努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
下水道総合地震対策事業（重要な幹線の耐震化率）＜再掲＞	36%	79%
下水道業務継続計画（BCP）の更新＜再掲＞	策定済	更新（随時）

※整備計画名：朝日町下水道整備（公共下水路）の推進（防災・安全）（重点計画）

③ 雨水浸水対策の推進＜再掲＞

- ・市街地における雨水浸水被害を防ぐため、被害発生の高リスク地区を計画的に整備し進めます。
- ・鉄道（近鉄）の横断については、浸水対策の強化に向け、財政部局（総務課）及び関係機関との協議を行い、随時事業計画の見直しを検討しつつ、浸水対策事業を推進します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
小向雨水幹線築造工事進捗率（累計）＜再掲＞	56%	95%

※整備計画名：朝日町下水道整備（公共下水路）の推進（防災・安全）（重点計画）

(2) 指定避難所でのトイレ整備【防災環境課】

- ・大規模自然災害時には、避難所でのトイレ不足や不衛生な環境が問題となり、劣悪な環境での排泄を避けるため、食事や水分を控えたり、トイレを我慢することで避難者が体調を崩す例もみられます。
- ・指定避難所では、トイレが使用できない事態を想定し、衛生環境の確保とともに、簡易トイレの備蓄を推進する必要があります。

(2) 指定避難所でのトイレ整備

- ・ 指定避難所や公共施設のトイレや関連設備について定期的な点検を実施するとともに、適切な設備の維持管理を行います。
- ・ 指定避難所などへの簡易トイレの備蓄を推進します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
簡易トイレの備蓄数<再掲>	150基	維持
携帯トイレの備蓄数<再掲>	4,000回分	10,000回分

(1) 防災拠点を結ぶ道路ネットワークの整備

① 道路新設、道路改良対策【産業建設課】

- ・長期間にわたる機能停止を回避し、大規模自然災害発生時に避難や救助救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備し、道路の安全性を高める必要があります。
このため、道路改良事業を継続的に実施するための事業費や優先順位を検討する必要があります。

② 道路施設長寿命化修繕対策<再掲>【産業建設課】

- ・管理する横断歩道橋は1橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、横断歩道橋の損傷状況を踏まえ継続的に健全度の把握をする必要があります。

③ 橋梁長寿命化修繕対策<再掲>【産業建設課】

- ・管理する橋梁数は30橋で、構造物の機能に支障が生じる可能性又は構造物の機能に支障は生じていません。
- ・従来の対症療法型の管理手法から予防保全型への管理手法へ転換し、橋梁の損傷状況を踏まえ継続的に梁の健全度を把握する必要があります。

最小限に留めるとともに早期復旧を図る

る交通麻痺

重点

推進方針

(1) 防災拠点を結ぶ道路ネットワークの整備

重点

① 道路新設、道路改良対策

- 道路改良事業の対象となる国費及び起債等を確保し、計画的な道路改良事業を実施するなど、災害時においても円滑な交通が確保される道路ネットワークの構築を図ります。

② 道路施設長寿命化修繕対策<再掲>

- 横断歩道橋の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
横断歩道橋の適正な維持管理（定期点検の実施） <再掲>	5年に1回	5年に1回以上

③ 橋梁長寿命化修繕対策<再掲>

- 橋梁の健全度を把握するため、5年毎に調査・点検を実施し、長寿命化修繕計画の見直しを図り、適切な維持管理に努めます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
橋梁の適正な維持管理（定期点検の実施） <再掲>	5年に1回	5年に1回以上

④ 舗装修繕対策<再掲>【産業建設課】

- ・令和5年4月1日現在、67,647mの町道を管理しており、このうち62,750m（92.8%）が舗装された道路です。
- ・舗装修繕事業実施に係る予算を確保する必要があります。

(2) 道路管理者間の連携体制の確保<再掲>【産業建設課】

- ・大規模自然災害による道路ネットワークの分断を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・町の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要です。

(3) 道路啓開体制の整備【産業建設課】

- ・大規模自然災害時による沿道建物倒壊等により道路が閉塞すると、避難行動や緊急輸送に遅延が生じるほか、ライフラインの復旧活動などに影響を及ぼすなど、二次的災害を引き起こす恐れがあり、迅速に道路啓開に必要な体制を整備する必要があります。

(4) 沿道ブロック塀等の除却に関する啓発<再掲>【防災環境課】

- ・災害時の避難経路となる沿道においては、建築物のブロック塀が個人所有のために、除却の進捗が芳しくない状況です。

④ 舗装修繕対策<再掲>

- ・舗装修繕事業の対象となる国費及び起債（公適債含む）等を確保し、従来の事後的な修繕から予防的かつ計画的な舗装修繕事業を図ります。また、舗装の修繕に係る費用の縮減を図りつつ、道路の安全性・信頼性を確保します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
町道 1-34 号線外 1 路線舗装修繕事業（実施済延長）	826m	927m
町道朝日中央線法面对策事業（実施済延長）	—	135m
町道 3-113 号線防草対策事業（実施済延長）	32m	82m
緊急自然災害防止対策事業債対象事業（実施済延長）	568m	1323m

※整備計画名：国土強靱化地域計画に基づく地域の防災・減災力の強化に資する道づくり（防災・安全）

（注）上記整備計画名の事業実施期間が過ぎた場合、継続事業となる整備計画名と読み替えることができるものとする。

(2) 道路管理者間の連携体制の確保<再掲>

- ・国・県・町の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。

(3) 道路啓開体制の整備

- ・町道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて予防保全的な修繕を行います。
- ・大規模自然災害時においては、道路巡回点検や通学路の安全点検等により、建物や支障木の把握に努め、適宜、処理に努めます。

(4) 沿道ブロック塀等の除却に関する啓発<再掲>

- ・ブロック塀等の倒壊による被害拡大を防止するため、個人で行う診断に関しては引き続き周知を行い、ブロック塀の除却を促進します。

(5) 狭あい道路の対策<再掲>【産業建設課】

- ・住宅密集地における狭あい道路は、救助救出活動や火災発生時における緊急車両の通行支障となる可能性があることから、消火活動や病院への負傷者搬送が遅延するなど、被害が拡大する恐れがあります。

(6) 避難路等の道路環境の整備<再掲>【教育課・あさひ園・防災環境課・産業建設課】

- ・誰もが安全に避難できるよう、避難路等の安全性を確保する必要があります。特に小中学校の通学路については、危険箇所を点検し、安全対策を実施しているところですが、その他の避難所への避難路についても、避難路としての使用も想定し安全対策が必要です。

(7) 災害復旧支援に係る協定締結【産業建設課・防災環境課】

- ・災害復旧支援に係る協定締結業者数は、町内土木業者5社となっています。
- ・災害時の早期復旧に資するため、災害時の人員確保（業者含む）が必要です。

(5) 狭あい道路の対策<再掲>

- ・現道拡幅等が困難な箇所等については、空家等の除却等によりさら地になった土地を有効活用するなど、待機場所の確保に努め、迅速な緊急活動に繋がります。

(6) 避難路等の道路環境の整備<再掲>

- ・関係機関が合同で危険個所の点検を行い、避難路となる通学路等の安全対策を推進するとともに、その他の避難ルートも確保するなど、避難路としての多様化を進めます。

(7) 災害復旧支援に係る協定締結

- ・災害時の人員確保（業者含む）を行うため、土木業者のみならず幅広い分野で協定締結を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
災害復旧支援に係る協定締結業者数	5社	維持以上

【事前に備えるべき目標】6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

(1) 災害廃棄物の処理体制整備

① 災害廃棄物の処理体制【防災環境課】

- ・大規模自然災害が発生した場合は、災害廃棄物が発生する可能性があります。復旧復興の妨げにならないようにする災害廃棄物に関する体制づくりが必要です。

② 道路等における土砂の処理体制【産業建設課】

- ・土砂災害や河川の氾濫等により道路等に土砂が堆積した場合、早急に撤去し、迅速な復興につなげる必要があります。

(2) 災害廃棄物の仮置場整備【防災環境課】

- ・大規模自然災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後から大量に発生する可能性があります。復旧・復興の妨げにならないように、災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理に関する仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、収集運搬、処理・処分などを円滑に進めることが重要です。

(1) 災害廃棄物の処理体制整備

① 災害廃棄物の処理体制【防災環境課】

- ・災害発生時には、県や県内市町などとの協定により、速やかな処理・処分体制を推進します。また、災害廃棄物等の処理に必要な人員、資機材及び車両を確保します。
- ・災害廃棄物の不法投棄がされないよう、平時よりパトロールを行うとともに、自治会と連携した不法投棄の防止体制を整備します。

② 道路等における土砂の処理体制【産業建設課】

- ・災害土砂を道路等から迅速に撤去するため、災害の規模及び被災状況に応じた仮置場候補地をリストアップし、関係機関との連携を確認するなど、災害土砂の収集、運搬及び処理・処分体制を整備します。

(2) 災害廃棄物の仮置場整備

- ・災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理できるようにするため、関連機関と調整を図りながら災害廃棄物処理計画を更新します。
- ・災害廃棄物処理に係る協定を確認し平時から可能な処理体制をシミュレーションしておき、関係機関と情報を共有します。また、仮置場の位置、広さ、搬入経路など確認して、平時から対応方法をシミュレーションしておき、自治区と情報を共有します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
災害廃棄物処理応援協定の締結数	2 団体	締結維持
災害廃棄物処理計画の更新	更新（随時）	更新（随時）
仮置場の整備（一次）	10 か所	14 か所
仮置場の整備（二次）	2 か所	4 か所

【事前に備えるべき目標】6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-2 復旧を担う人材（専門家・ボランティア・NPO・企業など）等の不足により復旧・復

脆弱性評価

(1) 災害ボランティアの受入体制の確立＜再掲＞【保険福祉課】

- ・大規模自然災害時の被災者支援において、他地域等からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアの受入体制を整える必要があります。
- ・本町では、朝日町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置と運営の主体となります。
- ・防災訓練などを通じて、災害発生時に受入れ時の混乱を避ける必要があります。

(2) 応急危険度判定士、判定コーディネーターの養成【産業建設課】

- ・地震で被災した建築物の余震による倒壊や落下物などから人的被害を防止するために、建築物の安全性を応急的に判定し、建築物の危険の程度を住民に情報提供する被災建築物応急危険度判定士を養成する必要があります。
また、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合の宅地の二次災害を防止するために、被災宅地危険度判定士を養成する必要があります。
- ・被災建築物応急危険度判定を実施する際に、判定実施本部（町）と判定士との連絡調整役を担う、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成を図る必要があります。

(1) 災害ボランティアの受入体制の確立<再掲>

- ・ 災害ボランティアセンター受入れ業務を担う朝日町社会福祉協議会において、近隣市町の社会福祉協議会及び一般法人等の災害ボランティア等の協力を得ながら、ボランティアの受入れに向けた現マニュアルの見直しや、大規模自然災害発生を想定した災害ボランティア受入れ訓練の実施などを行い、災害ボランティアの受け入れ体制の確立に向けて整備していきます。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
ボランティアセンター運営マニュアルの更新	更新（随時）	更新（随時）
災害ボランティア受入れ訓練の実施	年1回	年1回以上

(2) 応急危険度判定士、判定コーディネーターの養成

- ・ 大規模地震の際に、被災した建築物が余震などにより倒壊し被害にあう二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士を養成します。
- ・ 宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を防止する目的で被災宅地危険度判定を実施するために、被災宅地危険度判定士を養成します。
- ・ 大規模地震後の二次災害を防止するために、円滑に被災建築物の判定を進める調整役である、被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成をします。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
被災建築物応急危険度判定士の養成（一般財団法人 三重県建築士会三泗支部との連携）	協定締結	協定の維持
被災建築物応急危険度判定コーディネーターの養成	13名	現状維持以上

(3) 災害対応に必要不可欠な町内建築事業者との連携【防災環境課・産業建設課】

- ・道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、復旧・復興の妨げとならぬよう、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、本格的な復旧作業に円滑に移行していく必要があります。
- ・大規模自然災害等においては、地元建築事業者も同等の被害を受け、必要な機能が発揮できない可能性があります。
- ・このため、平時から多様な体制を検討しておく必要があります。

(4) 復興に向けた人材の確保【防災環境課】

- ・復興の基盤整備を担う建設業の人材や、まちづくりの担い手を育む必要があります。

(5) 災害に対応できる人材の育成【防災環境課】

- ・大規模災害の経験や教訓を現場に生かしていく人材を育む必要があります。

(3) 災害対応に必要な不可欠な町内建築事業者との連携

- ・現在、締結している協定内容を充実させ、災害時に迅速かつ的確な対応ができるように平常時においても、情報共有を図り大規模自然災害時に必要な機能が発揮できるように推進します。

(4) 復興に向けた人材の確保

- ・復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若者が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整えます。

(5) 災害に対応できる人材の育成

- ・大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的技術者等を育成します。

【事前に備えるべき目標】6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-3 仮設住宅等の確保や復旧に向けた区画の整備が進まず、復旧・復興が大幅に遅れる

脆弱性評価

(1) 災害復旧支援に係る協定締結<再掲>【防災環境課・産業建設課】

- ・災害復旧支援に係る協定締結業者数は、町内土木業者5社となっています。
- ・災害時の早期復旧に資するため、災害時の人員確保（業者含む）が必要です。

(2) 課税等に関する重要書類等の管理体制<再掲>【税務課】

- ・紙媒体で保管されている課税等に関する重要書類等については、電子媒体による保管体制を確立させる必要があります。

(3) 地籍調査の推進【産業建設課】

- ・被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅の用地確保等、災害後の復旧を円滑に進められる様、継続的に地籍調査を実施し、土地境界を明確化する必要があります。

(1) 災害復旧支援に係る協定締結<再掲>

- ・災害時の人員確保（業者含む）を行うため、土木業者のみならず幅広い分野で協定締結を図ります。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
災害復旧支援に係る協定締結業者数	5社	維持以上

(2) 課税等に関する重要書類等の管理体制<再掲>

- ・紙媒体の電子化を図り、業者への管理委託を含め課税等に関する重要書類等を災害から守ります。このことにより、役場庁舎や職員が被災した場合も、管理が可能となります。

(3) 地籍調査の推進

- ・災害後の復旧を円滑に進められる様、地籍調査を計画的に実施します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
地籍調査事業 進捗率	24.1%	現状維持以上

【事前に備えるべき目標】6

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

(1) 地域防災力の向上

① 自主防災組織などの自助・共助の推進【防災環境課】

- ・本町ではすべての自治区（9自治区）に自主防災組織が組織され、防災訓練等に参加するなどの活動が行われています。しかし、自主防災組織が自治区役員との兼務が多く、数年で人員が入れ替わり地域防災の浸透力が停滞する可能性があるため、持続的な活動につなげる必要があります。

② 地域コミュニティ力の強化【防災環境課】

- ・大規模自然災害発生時の対応力を向上するためには、平常時から地域づくりや地域コミュニティ力の強化を図る必要がありますが、地域行事への参加率は低下しています。
- ・地域づくり推進事業として、地域が実施する防災活動を支援する補助メニューを新たに設定し、地域コミュニティ力を向上させるための検討が必要です。

③ 地域への防災教育【防災環境課】

- ・住民参加による防災訓練を繰り返し実施するとともに、防災講演会などで地域における「自助・共助」の取組みの重要性に関する知識や意識を向上させる必要があります。

(1) 地域防災力の向上

① 自主防災組織などの自助・共助の推進

- ・災害発生時に初期消火や避難誘導、負傷者の救出などの活動につなげるため、防災訓練等への参加を積極的にしてもらおうよう周知します。また、地域が主体となり、避難所の運営ができるよう、平常時のコミュニティ（自治区）を活かし、復旧の迅速化への対応として、防災知識と技能を有する防災士（みえ防災コーディネーター）の育成を支援し、地域の避難所の運営能力などの向上を図ります。
- ・必要な資機材や備蓄品を配備できるよう支援体制を強化し、引き続き必要な支援を行います。

② 地域コミュニティ力の強化

- ・魅力ある地域行事の育成のため、自治区からの相談には積極的な対応を行います。また、各自治区における補助対象事業の情報提供を行います。これらの防災活動を支援することにより地域コミュニティ力の強化を支援します。

③ 地域への防災教育

重点

- ・防災訓練及び防災講演会の実施等による地域への防災教育の実施により防災についての知識の普及と意識の高揚を図ります。
- ・住民参加による防災訓練を実施し、避難行動や避難所運営等に係る知識の普及と意識の高揚を図ります。
- ・自主防災組織などへ、防災リーダー養成講座などへの参加支援により、自主防災活動の活性化を推進します。また、通学路の危険箇所での事故等の未然防止のため、平時からの備え、避難行動に関する意識啓発などの防災教育の取組みも推進します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
広報・防災講演会等による防災知識の啓発 <再掲>	随時	随時

(2) 避難行動要支援者対策の推進【保険福祉課・防災環境課】

- ・災害時に自ら避難することが困難な人の安全を確保するため、「朝日町避難行動要支援者避難援助プラン全体計画」に基づき、要支援者の自助・共助を基本とした、情報伝達体制と避難行動支援の体制の構築を進めています。しかしながら、地域の援助者の登録や一人ひとりの具体的な避難の計画（個別避難計画）の作成が進まない状況にあり、地域の助け合いの取り組みを促進する必要があります。

(3) 防犯体制の強化【庶務・町史編さん課】

- ・被災地は混乱に乗じて窃盗や詐欺などの犯罪が多発する傾向があることから、犯罪を未然に防止するため実践的な防犯対策を推進するとともに、住民に対して防犯意識の高揚を図る必要があります。
- ・住民の体感治安を向上させるため、パトロールの実施が望まれます。

(4) 文化財の耐震化等【文化課】

- ・文化財及びその収蔵施設等を、健全に保つ必要があります。

(5) 文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承【文化課】

- ・文化財の被害に備え、それを修復するための基礎資料や技術等の伝承が必要です。

(2) 避難行動要支援者対策の推進

- ・ 要支援者への情報伝達と避難行動支援のため、自治区や民生児童委員等と連携した共助の体制づくりを目指し、「朝日町避難行動要支援者避難援助プラン全体計画」に基づく「個別避難計画」の作成を促進します。

【重要業績指標（KPI）】

指標名	現状値（R5）	目標値（R11）
避難行動要支援者避難援助プラン（個別避難計画）の作成数<再掲>	22件	100件

(3) 防犯体制の強化

- ・ 警察等の関係機関と連携し、生活の安全・安心に関する情報の提供等を行うとともに、自主防災組織等と連携してパトロールを行い、住民の安全確保に努めます。

(4) 文化財の耐震化等

- ・ 文化財及びその収蔵施設等の耐震化等を進めます。

(5) 文化財の修復のための基礎資料蓄積と技術の伝承

- ・ 文化財の被害に備え、修復するための図面等の基礎資料の蓄積や技術の伝承を支援します。

第6章 計画の推進に向けて

1. 施策の重点化

脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針に基づき各施策を推進するにあたり、限られた予算の中で効率的・効果的に地域強靱化を進めるため、優先度の高いものから重点化を図ります。

重点化すべき施策の選定にあたっては、国の計画において選定された重点化すべきプログラムを参考に、本町において推進中の施策のうち、特に重要な施策や事業を「重点化すべき項目」と位置付け、優先的に推進を図っていきます。

2. 計画の見直し

本計画については、社会情勢の変化や、国及び三重県の国土強靱化施策の推進状況などを考慮し、概ね5年ごとに計画の見直しを行います。

ただし、計画期間内において、社会情勢の大きな変化や検討すべき自然災害リスクの変化等により新たに想定されるリスクが発生した場合は、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとし施策の最適化を図ります。

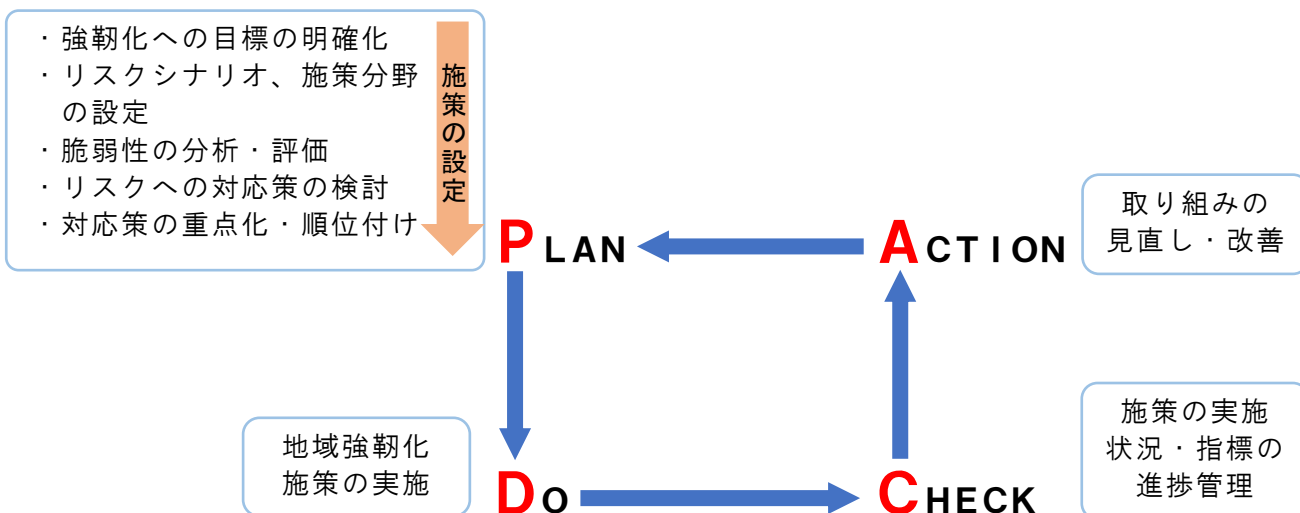
また、朝日町総合計画や地域防災計画など、地域強靱化に関連する他の計画については、各計画の見直し時期や次期計画の策定時などに、本計画との整合性を図り、記載事項の更新等を行うとともに、総合的な視点にたち、効果的に施策や事業を推進します。

3. 計画の推進

本計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを構築し、毎年度の施策の進捗状況等をふまえた効果的な施策展開を図ります。

また、地域強靱化を推進する中で、三重県や近隣自治体と連携を図ることはもちろん、国へも予算措置の協力を仰ぐなど、計画推進を着実なものとするため、関係機関と十分な連携を図っていきます。

図 PDCAサイクルによる計画の推進





朝日町国土強靱化地域計画

令和7年2月



発行 朝日町
編集 朝日町 防災環境課
〒510-8522 朝日町大字小向 893 番地
TEL : 059-377-5610
FAX : 059-377-5661
E-mail : bousai@town.asahi.mie.jp